

平成22年度事業報告

I 総務

1. 平成22年度会員数（平成23年3月31日現在）

平成21年度末会員数15,625名、平成22年度入会者数540名、平成22年度退会者数338名（物故会員137名を含む）、会費未納による資格喪失者数40名、平成23年3月31日現在会員数15,787名。

平成22年4月～平成23年3月の間に物故された会員137名を下記の通り報告する。この中には、佐藤章名誉会員、塚本直樹名誉会員、中村幸雄名誉会員、稲見武久功労会員、岡部忠夫功労会員、小川次男功労会員、大池哲郎功労会員、加藤周功労会員、北原敬市功労会員、木村春雄功労会員、関口允夫功労会員、塚原和夫功労会員、天神美夫功労会員、鍋倉正夫功労会員、本多洋功労会員、山内啓年功労会員、山本豊作功労会員が含まれている。

平成22年度物故会員氏名：平成22年4月1日～平成23年3月31日					[五十音順、敬称略]
青山 文永	赤沼 藤吾	赤間 二郎	芦田 義通	阿部 芳野	
有吉 修一	伊井 久雄	池田 春樹	石崎 善昭	井嶋 昭彦	
一丸 幹夫	井戸 一郎	伊藤 巖	伊藤 俊夫	稲見 武久	
今井 利倫	植苗 茂樹	上野 茂男	内田 一三	及川 昌郎	
大池 哲郎	大崎 敏皓	大田 暁	太田 仁郎	岡部 忠夫	
小川 次男	小川 知和	奥山 泰夫	小田島 榮一	小野 泰策	
小原 正司	貝田 繁雄	片瀬 游	勝見 幹太	加藤 周	
加藤東一郎	加藤 陽二	苅部洋太郎	川添 兼久	菅野 信夫	
菅野 若夫	北原 敬市	喜多村三郎	木津 収二	木戸 孝治	
木下 喜一	木下 道雄	木村 春雄	窪谷 満雄	黒松秀一郎	
小橋 梅子	駒井 義治	小松 栄	斎藤 淳一	佐藤 章	
佐藤 頌二	佐藤 寅男	眞田 三郎	新海 信雄	菅原 卓	
杉生 正直	杉岡 良平	杉原 耕平	鈴木 茂樹	鈴木 良久	
須藤 正	砂田 裕和	関口 允夫	関島伊佐男	曾根 昌雄	
高木 誠治	高須 シツ	高田 治郎	高橋 俊一	高橋 照彦	
高橋 甫	高畠 弘	高村 慎一	武井 二郎	竹内 一成	
竹森 正義	谷口 洋三	千野 正子	塚原 和夫	塚本 直樹	
天神 美夫	都倉 一郎	富岡 康広	内藤 滋	長井 伸生	
長池 博子	中川 賢一	中塚 好勝	中村 幸雄	鍋倉 正夫	
並木 岡一	南條 徹	西岡延一郎	二宮 望祥	丹羽 邦明	
根岸 正勝	野田 貞子	狭間 芳彦	橋本 佳久	林 暉	
林 裕平	原 博子	浮亀 角助	藤江 隆夫	藤丸 純一	
藤本 忠夫	細川 健一	細田 肇	本多 洋	牧本 春夫	
松岡 松男	松下 光延	松村 嘉男	松本 憲則	三沢 節子	
三瀬 明	壬生倉 勝	三輪 理倫	宗久 弘	村岡 幸一	
森 英男	諸橋 藤雄	箭田 正輝	柳田 惣吉	柳田 隆	
山内 啓年	山口 剛一	山口 昌	山城 竹信	山本 卓吾	
山本 豊作	吉松 喜芳			(以上137名)	

2. 総会の開催

平成22年4月22日、東京都において第62回総会を開催した。この総会の議事内容は機関誌第62巻第8号に掲載した。平成22年6月26日、東京都において第1回定時総会を開催した。この総会の議事内容は機関誌第62巻第9号に掲載した。

3. 学術講演会の開催

第62回学術講演会は、平成22年4月23日～25日の3日間、稲葉憲之学術集会長主宰のもとに東京都において開催した。なお、平成23年4月15日～17日に予定していた第63回学術集会は、東日本大震

災のために延期となり、8月29日～31日にリーガロイヤルホテル大阪を主会場として開催されることになった。

4. 理事会内に設置した委員会

- ◇広報委員会（吉川史隆委員長）：平成22年度中に計3回の委員会を開催した。
- ◇コンプライアンス委員会（平松祐司委員長）：平成22年度中に計3回の委員会（通信会議）を開催した。
- ◇医療改革委員会（海野信也委員長）：平成22年度中に3回の委員会および1回の拡大医療改革委員会を開催した。
- ◇男女共同参画委員会（竹下俊行委員長）：平成22年度中の委員会開催はなかった。
- ◇若手育成委員会（齋藤滋委員長）：平成22年度中に計3回の委員会を開催した。

5. 幹事の解委嘱、委嘱

平成22年6月12日の第2回理事会において、平田修司幹事を解委嘱し、多賀谷光先生を新たに幹事として委嘱した。平成23年2月26日の第4回理事会において、橋口和生幹事、寺田幸弘幹事を解委嘱し、永瀬智先生を新たに幹事として委嘱した。

6. 文部科学省への報告ならびに届出

平成22年6月29日に平成21年度事業報告書および収支決算書、平成22年度事業計画書および収支予算書を提出した。

7. 代議員異動

平成22年3月～平成23年3月、届出順、敬称略

大阪	森重健一郎	転出	平成22年1月	斎田 幸次	平成22年3月
愛知	井篁 一彦	転出	平成22年3月	中沢 和美	平成22年3月
鹿児島	柿木 成也	辞任	平成22年3月	有馬 直見	平成22年4月
鹿児島	昇 眞寿夫	辞任	平成22年3月	寺原 賢人	平成22年4月
千葉	松井 英雄	転出	平成22年5月	高野 浩邦	平成22年5月
東京	米山 剛一	転出	平成22年5月	鈴木 正明	平成22年5月
神奈川	小林 陽一	転出	平成22年7月	小関 聡	平成22年7月
宮城	寺田 幸弘	転出	平成22年9月		
福島	山田 秀和	転出	平成22年10月		
東京	橋口 和生	転出	平成22年11月	岡部 一裕	平成23年2月

8. 役員会等の開催

- ◇定例理事会：4回（4、6、12、2月）
- ◇臨時理事会：3回（4、6、7月）
- ◇総務担当理事会：3回（6、12、2月）
- ◇会計担当理事会：2回（5、2月）
- ◇学術担当理事会：3回（6、12、2月）
- ◇編集担当理事会：3回（6、12、2月）
- ◇渉外担当理事会：4回（5、6、12、2月）
- ◇常務理事会：8回（5、7、9、10、11、1、2、3月）

9. 代議員の改選

平成23年1月は代議員の改選期で、改選による代議員定数370名（任期：平成23年4月～平成25年3月）が選任された。地方部会別の代議員定数は下記の通りである。

平成22年度地方部会別会費納入状況（平成22年12月31日現在）ならびに改選代議員定数

地方部会	会員数	納入者数	定数	地方部会	会員数	納入者数	定数
北海道	542	531	13	滋賀	142	141	3
青森	137	136	3	京都	369	347	8
岩手	134	134	3	大阪	1,282	1,253	30
宮城	349	329	8	兵庫	653	633	15
秋田	128	127	3	奈良	156	155	4
山形	142	142	3	和歌山	134	134	3
福島	204	204	5	鳥取	82	82	2
茨城	271	271	7	島根	100	98	2
栃木	254	253	6	岡山	261	248	6
群馬	244	241	6	広島	324	323	8
埼玉	620	615	15	山口	158	158	4
千葉	570	559	14	徳島	144	144	3
東京	2,521	2,366	58	香川	119	117	3
神奈川	1,042	988	24	愛媛	163	162	4
山梨	102	102	2	高知	77	77	2
長野	253	253	6	福岡	669	660	16
静岡	370	363	9	佐賀	95	95	2
新潟	238	235	6	長崎	195	194	5
富山	141	141	3	熊本	213	212	5
石川	157	143	3	大分	141	140	3
福井	97	96	2	宮崎	144	140	3
岐阜	217	210	5	鹿児島	214	213	5
愛知	842	842	20	沖縄	201	197	5
三重	188	188	5	合計	15,799	15,392	370

10. 理事候補者の選出および監事候補者の推薦

理事総数を23名とし、「役員および代議員選任規程」第3条に則り各ブロックの定数を算定し、1月17日付で各ブロック代表者宛に新理事定数の通知と候補者の選出ならびに監事候補者の推薦を依頼した。

11. 2年以上会費未納者の資格喪失

平成22年8月、2年以上会費未納者49名の資格喪失手続きを行った。その後平成23年3月31日までに9名が会費未納状態を解消し資格を復活した。このため今年度の会費未納による資格喪失者の合計は40名となった。

12. 第62回総会および平成22年度第1回定時総会において承認を得た決議事項の機関誌掲載

第62回総会決議事項を機関誌第62巻第6号巻頭に掲載し、平成22年度第1回定時総会決議事項を機関誌第62巻第12号巻頭に掲載した。

13. 平成23年度事業計画、予算案編成に関する照会

平成22年10月20日、役員、代議員宛に平成23年度事業計画、予算案編成に関する意見、希望等について照会する通知をした。

14. 地方部会宛通知

平成22年10月20日、各地方部会長に名誉会員該当者の報告および功労会員候補者推薦依頼について通知した。

15. 運営委員会

平成22年度は3回（平成22年6月11日、12月10日、平成23年2月25日）開催した。
活動報告は「XVI.その他本会の目的を達成するために必要な事業」の項で報告。

16. 公益社団法人への移行認定申請

本会は、平成21年7月29日内閣府公益認定等委員会に対し公益社団法人移行認定の電子申請を行ったが、平成23年2月9日に同委員会から内閣総理大臣宛てに「認定の基準に適合すると認めるのが相当である」と答申された。3月22日に内閣総理大臣から公益社団法人移行認定を受けて登記を行い、4月1日より「公益社団法人 日本産科婦人科学会」となった。詳細は「XVI.その他本会の目的を達成するために必要な事業」の項で報告。

17. 女性ヘルスケア委員会の設置

平成22年4月22日開催の第62回総会で設置が承認された女性ヘルスケア委員会は、堂地勉委員長はじめ6名の委員で7月より事業を開始した。

18. 子宮頸がんワクチン接種への公費助成要望書の提出

平成22年5月14日に日本婦人科腫瘍学会と連名で、子宮頸がんワクチン接種への公費助成要望書を内閣総理大臣、民主党幹事長、厚生労働大臣あてに提出した。本件については平成22年度の補正予算での対応が決定された。

19. 緊急避妊ピルの適正使用に関する指針作成

平成22年12月24日の厚生労働省薬事審議会において、緊急避妊薬の製造販売を承認して良いとの意見が取りまとめられた。本会は緊急避妊ピルの適正使用に関する指針作成委員会を組成して指針を取りまとめた。

20. 抗インフルエンザ薬の安全性についての中間報告

抗インフルエンザ薬の安全性について中間報告が2度にわたり作成された。インフルエンザ流行前に本学会のホームページに掲載して会員へ周知した。調査に協力頂いた日本内科学会と関係官庁の厚生労働省にも本報告を送付した。

21. 本会の理事定数を25名とする件について

本会は4月1日より公益社団法人となったが、新定款に定められた役員定数への対応を中期計画検討WGで議論し、その答申を受けて理事定数を25名とすることとした。増員する2名の理事の選出方法について今後協議の上、平成24年4月の臨時総会に提示し承認を得て、同年6月の定時総会で理事を選任する方針としたい。なおこの時に選出される2名の理事の任期は1年とする。

II 会 計

1. 平成21年度決算監査と会計担当理事会について

平成22年5月28日に平成21年度決算監査を行い、併せて会計担当理事会を開催した。岡村州博監事、星和彦監事、丸尾猛監事により平成21年度決算の監査が行われ、決算処理は適正である旨、報告された。また監査法人からも、適正表示の報告があった。

2. 平成22年度収支決算見込および平成23年度予算編成について

(1) 平成22年11月15日付で各部署・委員会に平成22年度事業報告書・経費支出見込および平成23年度事業計画書・予算申請の提出を依頼した。

(2) この報告に基づき平成23年1月7日の事業計画会議および1月14日の第6回常務理事会において、平成22年度収支決算見込および平成23年度事業計画、予算案を検討した。

(3) 更に平成23年2月4日の会計担当理事会および第7回常務理事会において、平成23年度予算案を検討した。

(4) 平成23年度事業計画および予算案は、平成23年2月26日の第4回理事会で承認された。

(5) 公益社団法人移行後に適用する新定款では、事業計画および予算は理事会の承認を得ればよく、総会承認は不要となったため、平成23年度臨時総会では、下記第8～9項に記載し報告することとした。なお、昨年同様平成22年度の決算書は平成23年6月25日開催の第1回定時社員総会に諮ることとなる。

3. 会費納入状況

平成23年2月28日現在の会費納入状況は、通期会費納入者数15,491名、未納者数345名、納入率97.8%であった。

なお、2月28日現在高齢会員の会費納入状況は、平成22年4月1日現在高齢会員数1,782名に対し、会費納入者数1,601名、納入率89.8%であった。

4. 地方部会宛通知

(1) 関係地方部会宛に、2年以上会費未納者(平成23年1月31日現在152名)の会費納入督促と、未納であれば会員資格喪失の手続きを進めることとなる旨を通知した。

(2) 平成23年1月31日現在の会費納入状況に会員索引を添え、未納会費の納入依頼と機関誌の発送停止、2年以上会費未納者の取扱い等、平成22年度物故会員宛弔電立替料金の精算依頼を通知した。

5. 特定資産取扱要領の改定

公益社団法人化に伴う特定資産取扱要領の改定については、平成23年2月26日の第4回理事会で承認された。

公益社団法人 日本産科婦人科学会特定資産取扱要領新旧対照表

現行	改定
<p>(目的) 第1条 この要領は、特定資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。</p> <p>(構成) 第2条 次項6項目の会計、積立金は、貸借対照表上、原則的に固定資産の内訳として特定資産に計上する。但し、<u>専門医制度事業会計は、理事会で議決された金額を流動資産及び特定資産に計上する。</u></p> <p>2. 特定資産は、次に掲げるものをもって構成する。 <u>1) 専門医制度事業会計</u> <u>2) 特別会計/事務所移転・整備積立金</u> <u>3) 特別会計/名簿発行積立金</u> <u>4) 特別会計/退職積立金</u> <u>5) 特別会計/日本産科婦人科学会拡充・強化積立金</u> <u>6) 渉外特別会計</u></p> <p>(事項) 第3条 特定資産は、次の事項を定める。 <u>1) 専門医制度事業会計</u> <u>①目的：定款第5条第4号(産婦人科専門医の認定及び研修)の事業の実施に備えるため、積み立てる。</u> <u>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</u> <u>③目的取り崩しの要件：取り崩し額は予算に計上する。予算に計上した取り崩し額を超えて取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。</u> <u>④目的外取り崩しの要件：理事会の承認を得なければならない。</u> <u>⑤運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ高い運用益が得られる方法で運用する。</u></p>	<p>(目的) 第1条 この要領は、特定資産に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。</p> <p>(構成) 第2条 次項4項目の<u>資金及び資産</u>は、貸借対照表上、原則的に固定資産の内訳として特定資産に計上する。</p> <p>2. 特定資産は、次に掲げるものをもって構成する。 <u>1) 学会運営安定化資金</u> <u>2) 管理運営安定化資金</u> <u>3) 退職給付引当資産</u> <u>4) 名簿発行積立資産</u></p> <p>(事項) 第3条 特定資産は、次の事項を定める。 <u>1) 学会運営安定化資金</u> <u>①目的：公益目的保有財産として公益目的事業の用に供するために保有する財産である。その運用益は公益目的事業の財源に使用する。</u> <u>②積立の方法：理事会において繰り入れることを決議した財産を積み立てる。</u> <u>③取り崩しの要件：公益目的事業を行うために取り崩す必要がある場合は、理事会の決議により取り崩すことができる。</u> <u>④運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ運用益が得られる方法で運用する。</u></p>

現行	改定
<p>2) 特別会計/事務所移転・整備積立金</p> <p>①目的：文書、帳簿の保存や事務局陣容強化さらには症例データ及び生殖医療、周産期、婦人科腫瘍の症例個票を厳重管理下で保持する上で必要となる事務所の移転または整備に備えるため、積み立てる。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③目的取り崩しの要件：取り崩し額は予算に計上する。予算に計上した取り崩し額を超えて取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>④目的外取り崩しの要件：理事会の承認を得なければならない。</p> <p>⑤運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ高い運用益が得られる方法で運用する。</p> <p>3) 特別会計/名簿発行積立金</p> <p>①目的：4年に1度発行する会員名簿の発行に備えるため、積み立てる。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③目的取り崩しの要件：取り崩し額は予算に計上する。予算に計上した取り崩し額を超えて取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>④目的外取り崩しの要件：理事会の承認を得なければならない。</p> <p>⑤運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ高い運用益が得られる方法で運用する。</p> <p>4) 特別会計/退職積立金</p> <p>①目的：事務局職員の退職金給付に備えるため、積み立てる。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③目的取り崩しの要件：取り崩し額は予算に計上する。予算に計上した取り崩し額を超えて取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>④目的外取り崩しの要件：理事会の承認を得なければならない。</p> <p>⑤運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ高い運用益が得られる方法で運用する。</p> <p>5) 特別会計/日本産科婦人科学会拡充・強化積立金</p> <p>①目的：会員データや症例データの充実及びセキュリティ確保の観点からのITインフラ強化や産婦人科医療の基盤強化に備えるため、積み立てる。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③目的取り崩しの要件：取り崩し額は予算に計上する。予算に計上した取り崩し額を超えて取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>④目的外取り崩しの要件：理事会の承認を得なければならない。</p> <p>⑤運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ高い運用益が得られる方法</p>	<p>2) 管理運営安定化資金</p> <p>①目的：公益目的事業に必要な管理業務に充てるために保有する財産であり、運用益は法人会計の財源に使用する。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③取り崩しの要件：公益目的事業に必要な管理業務に充てるために取り崩す必要がある場合は、理事会の決議により取り崩せる。</p> <p>④運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ運用益が得られる方法で運用する。</p> <p>3) 退職給付引当資産</p> <p>①目的：事務局職員の退職金給付に備えるため、積み立てる。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③取り崩しの要件：退職金の給付に充てるために取り崩すことができる。目的外の取崩しはできない。</p> <p>④運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ運用益が得られる方法で運用する。</p> <p>4) 名簿発行積立資産</p> <p>①目的：4年に1度発行する会員名簿の発行に備えるため、積み立てる。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③取り崩しの要件：会員名簿の発行に充てるために取り崩すことができる。目的外で取り崩す必要がある場合は、理事会の決議により取り崩せる。</p> <p>④運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ運用益が得られる方法で運用する。</p>

現行	改定
<p>で運用する。</p> <p>6) 渉外特別会計</p> <p>①目的：定款第5条第1号（学術集会の開催）、第5号（国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び連携）の事業の実施に備えるため、積み立てる。</p> <p>②積立の方法：理事会において繰り入れることを議決した財産を積み立てる。</p> <p>③目的取り崩しの要件：取り崩し額は予算に計上する。予算に計上した取り崩し額を超えて取り崩す場合は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>④目的外取り崩しの要件：理事会の承認を得なければならない。</p> <p>⑤運用方法：銀行等の金融機関で、元本を回収できる見込みが高く、且つ高い運用益が得られる方法で運用する。</p> <p>（取扱要領の変更）</p> <p>第4条 この取扱要領を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>附則 この取扱要領は、平成21年12月12日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">制定 （平成21年12月12日理事会）</p>	<p>（取扱要領の変更）</p> <p>第4条 この取扱要領を変更するときは、理事会の決議を得なければならない。</p> <p>附則 この取扱要領は、平成21年12月12日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">制定 平成21年12月12日理事会 改定 平成23年 2月26日理事会</p>

6. 監査法人との契約更新

厳格な会計処理実施のため、本会は昨年度より才和有限責任監査法人の任意監査を受けているが、平成22年12月11日の第3回理事会で同監査法人との監査契約更新が承認された。

7. ペイオフ全面解禁以降の対応について

平成17年4月からのペイオフ全面解禁以降の対応については、現在の取引各行の格付け推移につき、常務理事会および理事会に四半期ごとに報告を行っている。

8. 平成23年度事業計画

平成23年2月26日の第4回理事会で承認された平成23年度事業計画は以下の通りである。

〔平成23年度事業計画書〕
<p>I. 学術集会の開催</p> <p>第63回学術講演会（星合昊 学術集会長）は平成23年4月15日（金）、16日（土）、17日（日）の3日間、大阪市（大阪国際会議場・リーガロイヤルホテル）で開催される。一般演題（口演、ポスターセッション、IS）、シンポジウム、特別講演、会長講演、教育講演、生涯研修プログラム等を予定している。臨時総会は学術講演会前日の4月14日（木）に開催される。</p> <p>第64回学術講演会（平松祐司 学術集会長）は平成24年4月13日（金）、14日（土）、15日（日）の3日間、神戸市（神戸ポートピアホテル、神戸国際展示場）で開催される。</p> <p>II. 機関誌及び図書などの刊行</p>

平成23年の機関誌は第63巻として、1号から12号の計12冊を発行する。

第63回学術講演会和文抄録収録の第63巻2号を除いて毎号平均160頁を予定している。

平成23年度も機関誌が広く会員に親しまれるよう、生涯研修ならびに日常診療に役立つ内容を掲載していく予定である。この目的のために、前年度からの事業を継続し、専門医制度の生涯研修欄「研修コーナー」を年間計10冊に収録する。また、産婦人科学の重要課題について、63巻も4・5・6号の和文機関誌に特集論文を掲載するとした。これは、時に応じ問題となっているテーマについての論文を、第一線の研究者に日本語で執筆していただき一般会員に提示するもので、会員のために役立つと同時に日本語機関誌を活性化するためにもなると考えている。学術講演会シンポジウムの講演要旨とそれに関する座長のレビューを9～11号に特集して掲載する。

会告、報告、雑報などを通して会員に必要な情報を提供するとともに、学術活動や研修などとの企画調整を図り、機関誌としての役割をさらに充実させていく予定である。

なお、前年度に引き続き機関誌のあり方に関して、さらに検討を進める予定である。

また、The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research (JOGR) の完全オンライン化を機に、JOGRが本会のofficial Journalとしてより質の高いものとなり、またインパクトファクターが向上するように今後も努力する。

前年度に発行されたガイドライン産科編及び婦人科外来編については、指導者講習会の開催を各1回行う。

Ⅲ. 各種の学術的調査研究

【専門委員会の活動】

1. 生殖・内分泌委員会

(1) 常置の事業

(イ) 本邦の一般不妊治療における排卵誘発 (COS) による多胎発生の実態調査に関する小委員会

(ロ) 子宮腺筋症合併不妊症に対する治療成績および妊娠予後についての検討小委員会

(ハ) 本邦における子宮内膜症の治療が妊孕能に与える影響に関する検討小委員会

(ニ) 生殖医療リスクマネージメント小委員会

(2) 親委員会

平成23年度より事業が開始されるため、その目的や具体的な活動方針については各小委員会内で十分協議し、理解を促進してから事業を行う予定である。小委員会ごとにアンケート調査や検討会を行い、2年間で十分終了できるように活動計画を策定する。平成23年度末には中間結果をまとめ報告する予定である。

(3) 小委員会事業

(イ) 本邦の一般不妊治療における排卵誘発 (COS) による多胎発生の実態調査に関する小委員会

生殖補助医療の多胎発生に対する抑制の施策が有効であったため、多胎発生率は減少している。一方、一般不妊治療で排卵誘発剤を用いる場合は、排卵数を厳密に制御することは困難であるため、治療の効率を上げると一定の割合で多胎が発生することは避けられないと考えられる。COSによる多胎発生に関する現状を調査して、多胎発生をさらに抑制するための施策を検討する。

(ロ) 子宮腺筋症合併不妊症に対する治療成績および妊娠予後についての検討小委員会

第一段階として、不妊治療と妊娠予後の実態調査を行い、現在どのような治療が行われているか、その治療成績、および妊娠した場合の妊娠予後などの実態を把握する。第二段階として、調査結果と登録された症例の解析からどのような治療方針が望ましいかの指針を提案する。

(ハ) 本邦における子宮内膜症の治療が妊孕能に与える影響に関する検討小委員会

本邦における子宮内膜症の治療が卵巣予備能に与える影響に関する検討小委員会 (平成21年度～22年度設置) では、アンケート調査結果と外国からの報告を総合的に検討した。この結果を踏まえて、子宮内膜症性嚢胞を主とした子宮内膜症性病変に対する手術療法 of 卵巣予備能に関する報告を行った。今回はさらに内膜症合併不妊に対する薬剤療法を含む治療法の組み合わせの現状を調査し、妊娠率を検討し、今後の内膜症合併不妊に対する治療指針を提言する。

(4) 生殖医療リスクマネージメント小委員会

倫理委員会での審議を経て承認された生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解に基づき、今後の生殖補助医療のリスクマネージメントのあり方の具体化、特に施設の条件、実施医師の条件、報告制度の詳細を検討する。また、日本生殖医学会、日本受精着床学会などの学会との緊密な連携のもとに、生殖医療におけるリスクマネージメントのあり方を検討する。

2. 婦人科腫瘍委員会

(1) 常置的事業

(イ) 婦人科悪性腫瘍症例のオンライン登録業務を行う。患者年報（2010年治療開始例）を公表する。
(ロ) 婦人科悪性腫瘍登録症例のKaplan-Meier法を用いた生存解析を行う。2002年、2003年、2004年治療開始例の治療成績報告を治療年報として公表する。

(2) 親委員会

(イ) 平成23年度事業報告、および平成24年度事業計画について討議する。
(ロ) 婦人科悪性腫瘍登録を行う。絨毛性疾患の登録も引き続き行う。
(ハ) 絨毛性疾患取扱い規約の改訂版を発刊する。
(ニ) 子宮頸がんおよび子宮体がん取扱い規約改訂作業を進める。
(ホ) FIGO子宮肉腫、外陰癌進行期分類に則し、かつ、わが国の実状に見合った外陰癌進行期改訂作業を進め、それぞれ子宮頸がんおよび子宮体がん取扱い規約の中に組み入れる。

(3) 小委員会事業

(イ) わが国におけるHPVワクチンおよびHPV検査のあり方検討小委員会
HPVワクチンおよびHPV検査に関する情報を収集・評価し、わが国に最も適切なあり方についての提言を作成する。

(ロ) 婦人科悪性腫瘍登録改善に関する小委員会
婦人科がんの登録・解析方法の見直しをさらに行い、会員が信頼でき、海外との比較が可能な治療成績を解析、公表する。

(ハ) 本邦における卵巣子宮内膜症嚢胞の癌化の頻度と予防に関する小委員会
平成20～22年度に引き続き症例集積を行う。

3. 周産期委員会

(1) 常置的事業

(イ) 周産期登録事業

周産期登録事業を継続するとともに、その内容の改善に関する検討を行う。周産期データベースを新生児科のデータベースにリンクするために必要な環境整備およびシステム開発を行う。

(ロ) 周産期医療における未承認薬・機器対策

不妊症へのヘパリン投与・自己注射の承認・妊娠高血圧症候群に対するカルシウムブロッカーおよび $\alpha\beta$ ブロッカーの使用禁忌の撤廃を求めていく。また、動脈塞栓術の保険適応の拡大を求めていく。近年開発され、欧米で使用が進んでいる子宮収縮薬・子宮収縮抑制薬のわが国への導入促進をはかる。

(ハ) 胎児機能不全診断基準とその妥当性の検討委員会

「胎児心拍数波形分類に基づく分娩時胎児管理の指針」の普及に努める。一致率の検証、日産婦基準に当てはまらない症例の集積、妊娠中の胎児機能不全診断基準について検討を行う。

(2) 親委員会

(イ) 新型インフルエンザ感染妊婦に対してタミフル等を処方された妊婦の安全性の検討を継続して行う。硫酸マグネシウム製剤の長期投与の安全性に関するデータ集積を行う。

(ロ) 各常置委員会ならびに小委員会の進捗状況を把握し、事業展開の円滑化を指導するとともに、総合的検討を行う。

(ハ) わが国の周産期医療において発生する喫緊の重要課題に対して専門学会として迅速に対応を行う。

(3) 小委員会事業

(イ) 周産期救急医療体制の構築と周産期予後の改善に関する小委員会

前期の調査で明らかになった周産期予後改善の障害となっている産科合併症への対策を検討し、改善策に関する提言を行う。輸血供給体制の問題点について検討を行う。

(ロ) 妊産婦死亡の原因究明とその予防に関する小委員会

日本産婦人科医会事業に協力し、妊産婦死亡の実態を明らかにするとともに、正確な死因究明に基づいた予防戦略を構築する。

(ハ) 出生前診断に関する小委員会

産科超音波検査を用いた出生前診断に関するワーキンググループを設置する。

(ニ) 新生児フォローアップデータと連結した新たな周産期データベース構築委員会

2001年より行っている周産期登録データベースを改善し、新規登録施設の増加を図り、産科情報と新生児情報をリンクするシステムを確立する。周産期登録事業と連動して行う。

(ホ) 胎児骨系統疾患の診断と周産期ケアに関する小委員会

胎児骨系統疾患の診断方法の標準化に関して検討する。出生前診断に関する小委員会と連動して行う。

4. 女性ヘルスケア委員会

(1) 常置的事業

(イ) 中高年女性のヘルスケアのための管理指針作成小委員会、(ロ) 本邦における骨盤臓器脱およびその治療法に関する実態調査小委員会、を常置的事業とする。

(2) 親委員会

平成22年度から事業が開始され2年目となるため、その目的や具体的な活動方針については各小委員会内で十分協議され、理解されている。小委員会ごとにすでに実行されているアンケート調査や検討会などの事業を、2年目の活動計画に従ってさらに推し進め、平成23年度末には最終結果をまとめ報告する予定である。なお、個別に発生した案件は親委員会で適宜審議する。

(3) 小委員会事業

(イ) 中高年女性のヘルスケアのための管理指針作成小委員会

①HRTガイドライン2009年度版の改訂

- a. 平成23年2月末：改訂ならびに新規原稿締切
- b. メールによる内容の討議・修正：平成23年8月20日
- c. 合同ミーティングによる内容検討・修正：平成23年11月12日～13日
- d. 第26回日本更年期医学会学術集会においてコンセンサスマーティングを開催

その後、女性ヘルスケア委員会にて承認、日本産科婦人科学会、日本更年期医学会それぞれのホームページへの掲載と意見聴取、それに基づく修正、日本産科婦人科学会理事会・総会での承認を経て最終的にはHRTガイドライン2012年度版としての発刊を予定している。

②心血管疾患に対する産婦人科医師の意識調査と閉経後女性におけるリスク因子の頻度に関する調査

アンケート結果が平成22年12月末までに返送されるので、平成23年より調査内容を検討し、産婦人科医師が脂質異常症や高血圧症、糖尿病など内科的疾患に対して、どの程度検査・治療しているのかを把握する。閉経後女性における脂質異常症、糖尿病、高血圧症、喫煙、肥満各々を単独で合併する頻度と重複合併頻度を調査し、心血管疾患のリスク程度を検討する。

(ロ) 婦人科術後患者のヘルスケアに関する小委員会(生殖・内分泌委員会小委員会における継続事業の女性ヘルスケアへの移行)

平成21、22年度の生殖・内分泌委員会、婦人科術後患者のヘルスケアの実態調査に関する小委員会(倉智小委員長)の継続事業を平成23年度からは女性ヘルスケアに移行して行う。平成23年度の事業は予防的卵巣摘出の健康に与える影響について調査することである。

(ハ) 本邦における骨盤臓器脱およびその治療法に関する実態調査小委員会

平成22年度に集められたアンケート調査結果をもとに、データの集計・分析を行う。その結果を小委員会内で検討し、一定の結論を導く。その後、女性ヘルスケア委員会にて承認、次いで日本泌尿器科学会での承認を得た後、日本産科婦人科学会のホームページに掲載するとともに、学術集会で報告することを予定している。

(二) 本邦における産婦人科感染症に関する実態調査小委員会

- ①婦人科HIV感染の実態調査
- ②非特異性膣炎、細菌性膣症の実態調査
- ③婦人科術後感染症の起因菌と菌交替現象に関する実態調査、をアンケートで行う。

IV. 産婦人科専門医の認定及び研修

本会専門医制度も発足23年を経過した。平成12～14年度は認定審査に筆記試験を試行的に導入し、平成15年度より本格的に導入した。平成23年度も筆記試験を実施する。また、従来と同様に更新審査の実施とともに、産婦人科専攻医の研修の充実、日本産婦人科医会との協力のもとに本制度における生涯研修事業を検討し、さらに事業内容の充実により本制度のより円滑な運営を図る。

1. 委員会の構成と開催

(1) 委員会内に総務・会計、認定、研修・研修コーナー企画編集の各小委員会、平成23年度の認定二次審査(面接試験)の準備、運営のための「試験実行委員会」を置く。また「試験問題評価委員会」を専門医制度委員会とは別に組織する。

(2) 全体委員会を4回、全国地方委員長会議を1回、小委員会を12回開催する予定である。

2. 事業

主として以下の事業を行う。

- (1) 専門医の認定・登録(新規・更新並びに再認定)
 - a. 更新・再認定条件の検討
- (2) 日本専門医制評価・認定機構への協力
- (3) 専攻医指導施設の指定(新規並びに更新)
- (4) 生涯研修
 - a. 研修出席証明シールの発行
 - b. 「研修コーナー」の企画・編集
 - c. 学術講演会生涯研修プログラムの検討
 - d. 第63回学術講演会生涯研修プログラムの内容の研修コーナーへの収載
 - e. 平成22年度生涯研修実施状況の調査
 - f. 生涯研修のあり方(研修コーナー等)の検討
- (5) 産婦人科専攻医の研修
 - a. 平成23年度産婦人科専攻医の登録
 - b. 産婦人科研修手帳の頒布
 - c. 平成22年度産婦人科専攻医の研修指導報告の整理
 - d. 産婦人科専攻医の研修の充実
 - e. 産婦人科専攻医の研修のあり方の検討
 - f. 学術講演会における専攻医教育プログラムについての検討
- (6) 指導医育成プログラム・講習会についての検討
- (7) 平成23年度における認定二次審査(筆記試験・面接試験)の準備・運営・事後評価
- (8) 平成24年度における認定二次審査(筆記試験・面接試験)の準備
- (9) 専門医試験受験資格の検討
- (10) 国内外関連学会における専門医制度の調査
- (11) 専門医制度事業会計
- (12) サブスペシャリティの検討

V. 国際及び各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡及び提携

【国際渉外事業】

1. 一般目標

新定款に則った公益社団法人としての国際渉外の在り方を探り、さらなる国際交流を促進し、本会の国際的位置向上につとめる。

2. 行動目標

- (1) 本会の外交指針を作成する。
- (2) 国際交流、人的交流を促進する。
 - (イ) 2国間国際渉外の問題点と今後のありかたを整理し理事会に提言する。
 - (ロ) 新たな2国間交流について検討する。(例えばRCOG)
- (3) 国際貢献の在り方を検討する。
 - (イ) FIGO/AOFOGを中心として行っている国際貢献事業への本会の貢献の仕方を検討する。
 - (ロ) 本会独自の国際貢献の在り方を模索する。
- (4) 2021年FIGO招致に向け活動を行う。
- (5) 学術と診療の活性化に寄与する。
 - (イ) 国際交流を通して本会の事業ならびに本邦の学術と医療を活性化する。
 - (ロ) 先進諸国の産科婦人科学、産婦人科医療、サブスペシアルティ領域の情報を収集し、本邦の産婦人科学、産婦人科医療にフィードバックする。
- (6) 学術集会時の国際渉外の在り方を整理する(会議などの経費：本会与担当校の負担割合)
- (7) 学術集会会長裁量の渉外事業へアドバイスを行う。
- (8) 経済基盤を確立する。
- (9) 上記渉外諸事業の検討と円滑な運用のために渉外担当理事会を定期的で開催する。

【国内渉外事業】

日本産婦人科医学会や関連学会、各種団体との連携のもと、本邦に於ける学術から医療行政に亘る諸活動を展開する。

VI. 日本学術会議・日本医学会・日本医師会その他諸官庁及び諸団体からの諮問に対する答申又はそれらへの建議

引き続き日本学術会議、日本医学会、日本医師会、その他諸官庁、諸団体からの諮問に速やかに応え、るとともに、重要な事案については建議を行う。

VII. 産科婦人科の医療及び保健に関する社会一般への啓発並びに普及活動

本会の一般向けホームページに産婦人科疾患の解説追加分を掲載し、また、産婦人科医療改革に関する公開フォーラムや各都道府県での女性の疾患に関する公開講座等を開催することにより社会一般への啓発と普及活動を行う。平成16年度から日本産婦人科医学会との共催でスタートした女性の健康週間（3月1日～8日）は平成19年度より厚生労働省も主唱することとなり、国民運動として展開が広がっている。平成23年度も女性の健康週間期間中にイベントを開催し、女性の健康への関心や知識の向上、さらには女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図る。

また、今後も他団体と連携し検診率の向上やHPVワクチンの普及と公費助成を目指した子宮頸がん啓発活動を継続して行っていく。

VIII. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【運営委員会】

平成23年度も引き続き理事会からの諮問に応え、組織運営に関する企画調整を図り、有機的な建築、立案を行うものとする。中期計画検討ワーキンググループに於いて公益社団法人としての中期計画の作成を検討する。

【学術委員会】

平成23年度も引き続き理事会からの諮問に応え、学術活動に関しての企画・調整並びに有機的な建築、立案を行うものとする。定常業務として、学術講演会の事前・事後評価、学術奨励賞・優秀論文賞選考等を行う。

【その他】

- (1) サマースクールを開催し、産婦人科医療に携わる次世代の人材を育成する。
- (2) スプリングフォーラムに関しては第1回（平成23年3月5日～6日）の評価を踏まえて継続するか検討する。
- (3) 大学病院産婦人科待遇改善状況調査、産婦人科意識動向調査、婦人科腫瘍に関するアンケート調査を実施する。

9. 平成23年度予算

平成23年2月26日の第4回理事会で承認された平成23年度予算は以下の通りである。（添付省略）

なお、公益社団法人化に伴い、会計基準を16年基準から20年基準に変更した。

主な変更点

- (1) 従来資金収支ベースから損益計算（正味財産増減計算）ベースに変更となる。
- (2) 会計区分は会計毎（一般会計、特別会計等）ではなく、法人1本となり、内訳として公益目的事業会計と法人会計の区分となる。

注 法人会計は、管理業務に関する収益・費用や法人全般に係る（公益目的事業会計に区分できないもの）収益・費用を表示する。

III 学術

1. 学術委員会

- (1) 平成22年度は、学術担当理事会を3回、学術委員会を3回（平成22年6月11日、12月10日、平

成23年2月25日)開催した。

(2) 第1回学術委員会では、第62回学術講演会事後評価、ガイドライン委員会活動、専門委員会活動、第63回学術講演会報告、第64回学術講演会報告、第65回学術講演会報告、学術講演会での利益相反状態開示方法、優秀論文賞内規変更、学術委員会・学術講演会運営要綱改定等について協議した。

(3) 第2回学術委員会では、小委員会活動、ガイドライン委員会活動、専門委員会活動、第63回学術講演会報告(一般演題選考結果)、第64回学術講演会報告、第65回学術講演会報告、学術講演会での利益相反状態開示方法、平成22年度学術奨励賞選考等について協議した。

(4) 第3回学術委員会では、小委員会活動、ガイドライン委員会活動、専門委員会活動、第63回学術講演会報告、第64回学術講演会報告(特別講演演者・シンポジウム演者選考結果)、第65回学術講演会報告(シンポジウム課題選考結果)、平成22年度優秀論文賞選考、優秀論文賞申請書一部変更、臨床研究審査委員会規約等について協議した。

(5) 小委員会(IS委員会、筆記試験問題評価委員会、学術講演会評価委員会、学術活性化委員会)、学術集会会場規準に関するワーキンググループ、臨床研究審査に関する準備委員会、学術講演会における専攻医教育プログラム準備委員会、妊娠と薬に関するガイドライン作成のための準備委員会を開催した。

2. ガイドライン委員会

(1) ガイドラインー産科編委員会

① 作成委員会を2回(平成22年4月2日、6月4日)開催した。

② コンセンサスマーケティングを3回(平成22年4月24日・東京、6月13日・東京、7月12日・神戸)開催した。

③ 「産婦人科診療ガイドライン 産科編2011」(2008年版CQ&A63項目改訂、24項目追加)を平成23年3月に発刊した。

(2) ガイドラインー婦人科外来編委員会

① 作成委員会を2回(平成22年4月4日、4月18日)開催した。

② コンセンサスマーケティングを3回(平成22年4月23日・東京、5月22日・盛岡、7月18日・東京)開催した。

③ 「産婦人科診療ガイドライン 婦人科外来編2011」(CQ&A72項目)を平成23年2月に発刊した。

3. プログラム委員会

(1) 第63回学術講演会一般演題選考結果を平成22年度第2回学術委員会に報告し、平成22年度第3回理事会に答申した。

(2) 第64回学術講演会プログラム委員会を平成23年2月24日に開催し、特別講演演者選考、シンポジウム演者選考を行った。選考結果を平成22年度第3回学術委員会に報告し、平成22年度第4回理事会に答申した。

(3) 第65回学術講演会プログラム委員会を平成22年1月19日に開催し、シンポジウム課題を選考した。選考結果を平成22年度第3回学術委員会に報告し、平成22年度第4回理事会に答申した。

4. 第62回学術講演会(学術集会長:稲葉憲之)

(1) 平成22年4月23日~25日の3日間、東京都(東京国際フォーラム)で開催された。参加者総数は6,137名〔会員5,207名、会員外360名、初期研修医225名(内会員64名、非会員161名)、学生179名、海外IS 123名、国内招待者10名、海外招待者33名〕であった。

第1日目:生涯研修プログラム18題、教育講演2題、シンポジウム(腫瘍)5題、学術活性化プログラム「Meet the Top Researchers」、第11回日獨シンポジウム、口演(優秀演題賞候補演題13題、高得点演題23題、インターナショナルセッション:オーラルプレゼンテーション12題)、ポスターセッション、インターナショナルセッション

第2日目:生涯研修プログラム15題、教育講演、特別講演、招請講演、会長講演、シンポジウム(生殖)4題、会長特別企画、学術活性化プログラム「Meet the Top Researchers」、ポスターセッション

第3日目:生涯研修プログラム12題、教育講演、シンポジウム(周産期)4題、学術奨励賞受賞講演、優秀論文賞受賞講演、第2回若手医師企画、口演(高得点演題35題)、ポスターセッション

(2) 講演抄録を機関誌62巻2号に掲載し、事前に全会員に配付した。また、学術講演会講演要旨を機関誌62巻9号~12号に掲載した。

5. 第63回学術講演会（学術集会長：星合 昊）

（1）平成23年4月15日～17日の3日間、大阪市（大阪国際会議場、リーガロイヤルホテル大阪）で開催する。

第1日目：教育講演4題、学術奨励賞受賞講演3題、シンポジウム（生殖）4題、第3回若手医師企画、International Seminar 8題、高得点演題56題、インターナショナルセッション：オーラルプレゼンテーション15題、ポスターセッション、インターナショナルセッション

第2日目：生涯研修プログラム24題、特別講演2題、会長講演、理事長講演、シンポジウム（腫瘍）4題、優秀論文賞受賞講演、学術活性化委員会企画、International Seminar 8題、優秀演題賞候補演題20題、ポスターセッション

第3日目：教育講演4題、生涯研修プログラム27題、産婦人科診療ガイドライン解説、産婦人科の必修知識、日韓シンポジウム、産婦人科医のための社会保険ABC解説、男女共同参画委員会企画、HTLV-I母子感染予防対策について、International Seminar 6題

（2）一般演題の応募演題数は1421題（第62回比98題増加）であり、ABCの3段階評価を用いて評価を行った。発表演題数は取下げを除く1414題である。

生殖3題、周産期7題、腫瘍7題、女性医学3題の計20題を優秀演題賞候補演題、生殖8題、周産期19題、腫瘍27題、女性医学2題の計56題を高得点演題として採用した。

IV 編 集

1. 機関誌および図書などの刊行

平成22年は第62巻として、1号より12号までの12冊を発刊した。総頁数は2,538頁であり、本会会員から投稿された英文論文48編はThe Journal of Obstetrics and Gynaecology Research (JOGR)に掲載した。

総会ならびに学術講演会に関する記事として、第62回総会の議事記録を機関誌62巻8号、平成21年度第1回臨時総会議事録を第62巻3号、平成22年度第1回定時総会議事録を第62巻9号、第62回学術講演会の和文抄録は機関誌62巻2号に掲載した。本会に関わる会告ならびに会員へのお知らせはその都度巻頭に掲載し、各専門委員会報告、関連学会・研究会等の案内、その他の雑報も各号に掲載した。なお、56巻より各号の特集化を図り、1号は会告関係、6号は専門委員会報告、7号は総会記事、8号は学術講演会特別講演等の講演要旨、9号は学術講演会生涯研修プログラム・卒後研修プログラムの講演要旨、9～12号はシンポジウムのテーマに沿ったレビューと講演要旨を組み合わせ掲載してきたが、それに加え第62巻では3～6号に時宜に応じた内容の特集を組んで、その分野でのエキスパートの先生方の論文を掲載した。

なお、第58巻8号から表紙にその号の掲載内容を赤字で示し会員の便を図っているが、さらに読者の便を図るべく、63巻4号より和文機関誌体裁変更を予定している。

文部科学省国立情報学研究所電子図書館に参加し、同館図書として第1巻1号からの機関誌が収載されている。

2. 英文学術論文の掲載について

第43回評議員会・総会の決定に従い、平成4年度より本会会員から投稿された英文学術論文はJOGRに掲載している。同誌に掲載された本会会員英文学術論文の和文概要(56編)は逐次機関誌に掲載した。なお、JOGRのインパクトファクターは2010年現在0.777である。

英文学術論文の投稿は電子投稿であり、迅速かつ適切な審査が行われ、順調に編集業務が行われている。

JOGRは2009年アジアオセアニア産婦人科学会総会の議を経て平成21年発行の35巻を最後に冊子体での発行を終了し、平成22年(36巻)からは全面的にオンラインジャーナルになり、平成23年(37巻)からは隔月刊から月刊への変更を行った。日本産科婦人科学会会員は学会ホームページの会員専用ページにおいてJOGRの全文を無料で講読することができる。

3. 専門医制度生涯研修欄「研修コーナー」

平成22年度も同制度生涯研修事業の一環として、専門医制度研修小委員会ならびに教育委員会が企画した「研修コーナー」を機関誌62巻に10回掲載した。そのうち9号には第62回学術講演会生涯研修プログラム、卒後研修プログラムを掲載した。

4. 生殖医学に関する本会の倫理見解の掲載

臨床・研究遂行上倫理的に注意すべき事項に関する見解の一覧を機関誌62巻8号、63巻1号に一括して掲載した。

5. COI (利益相反申告)

和文機関紙に論文を掲載する場合には利益相反申告書の提出を求めているが、この申告書の内容確認は編集委員会で行い、問題なしの場合はそのまま掲載し、問題ありの場合はコンプライアンス委員会で検討することとした。JOGR誌については現在検討中である。

6. その他

機関誌を20部以上送付している大学については、機関誌51巻5号よりバルク発送を行っている。また、機関誌55巻1号から、日本産婦人科医会との共通会員に対し、共同発送を行っている。

7. 編集担当理事会、編集会議の開催

編集担当理事会は、平成22年6月11日、12月10日および平成23年2月25日の計3回開催し、英文論文の受付状況、研修コーナーの発刊状況、英文誌も含めた今後の機関誌のあり方について協議した。さらに機関誌編集業務を円滑に行うために編集担当常務理事、幹事からなる編集会議を計6回（平成22年5月28日、9月24日、10月22日、平成23年1月14日、2月4日、3月11日）開催し、また編集担当常務理事、幹事、英文誌エディター、英文誌編集委員からなる英文誌編集会議を和文誌編集会議同日に開催するとともに平成22年7月16日、11月19日にはJOGR全体編集会議を開催した。

V 渉 外

【会議開催】

平成22年5月28日に第1回、6月11日に第2回、12月10日に第3回、平成23年2月25日に第4回渉外担当理事・幹事会を開催した

【FIGO関係】

(1) Honorary Secretaryより、A Call to Action for the G8 (The Partnership for Maternal, Newborn and Child Health) を受領した。

(2) FIGO Scientific Programme Committeeより、FIGO World Congress 2012について、トピックスおよびスピーカーの提案依頼を受領した。渉外、学術での協議の結果、松井英雄先生（東京女子医大）、井篁一彦先生（和歌山県医大）、藤森敬也先生（福島県立医大）、森重健一郎先生（岐阜大）、北脇 城先生（京都府立大）、塩沢丹里先生（信州大）、山田秀人先生（神戸大）、大道正英先生（大阪医大）、生水真紀夫先生（千葉大）、原田省先生（鳥取大）の10名の先生を推薦した。

(3) 2010年 6月25日～26日、FIGO Executive Board meeting（於：ロンドン）に木村渉外担当理事が出席した。

(4) FIGO Working Group on Pelvic Floor Medicine and Reconstructive Surgeryより Questionnaire回答について協力要請を受け、古山将康先生に対応を依頼した。

(5) FIGO Professional and Ethical Responsibilities Concerning Sexual and Reproductive Rightsが理事会で承認され、マスコミにも周知した旨、FIGO会長へ連絡した。

(6) 2021年度FIGO大会を我が国に招致するべく、今後招致活動を行っていくことが確認された。

【AOFOG関係】

(1) 2010年11月19～21日シンガポールにて開催の European Society for Infectious Diseases in Obstetrics & Gynaecology (ESIDOG) に、早川 智先生（日本大）を派遣した。

(2) ACOG2011の演者として、学術委員会選考による 9名を ACOG2011組織委員会へ推薦した。

(3) The 9th Chien-Tien Hsu Memorial Lecture の演者として本会より加藤紘先生を推薦した。

(4) ACOG 2013（於：タイ バンコク）にて表彰のFellowshipについて、本会より武谷雄二理事を推薦した。

(5) Educational Fund について、12月18日現在の募金総額がUSD 526,221.00（AOFOGか

らのUSD 200,000を含む)となり、2010年パプアニューギニアで開催の超音波の教育コース(RANZCOG 指導による)にUSD5,000 が充てられた旨AOFOGより連絡を受けた。

(6) AOFOGからの東日本大震災義援金は、平成23年3月末時点でUS\$83,750となった。

【ACOG関係】

(1) 2010年5月15～19日サンフランシスコにて開催の The 58th Annual Clinical Meeting of ACOGに、本会より落合副理事長、小西教育委員会担当常務理事、櫻木専門医制度委員会担当常務理事、稲葉第62回学術集会長、橋口幹事、阪埜幹事、および若手医師6名が出席した。

(2) 第63回日産婦学術講演会に、両会のExchange ProgramとしてACOG役員3名、若手医師6名を招待する旨、文書を送付した。

(3) 2011年4月30日～5月4日Washington, DC にて開催の第59回ACOG Annual Clinical Meetingに、本会より落合副理事長、平松第64回日本産科婦人科学会学術集会長が出席の予定である。

(4) Exchange Programに派遣の役員および若手医師へ第63回学術講演会の延期を通知した。

【SOGC関係】

(1) 2010年6月2～6日モントリオールにて開催のThe 66th Annual Clinical Meeting of SOGCに、本会より落合副理事長、梶山幹事、および若手医師6名が出席した。同Meetingにて落合和徳先生がSOGC Honorary Memberとなった。

(2) 第63回日産婦学術講演会に、両会のExchange ProgramとしてSOGC若手医師3名を招待する旨、Dr. Lalonde 宛て文書を送付した。なおSOGCから予算の関係上、今年の若手医師は1名の派遣になるとの連絡があった。

(3) 2004年11月30日に締結したPartnership Agreementの期限(2009年11月30日)が到来することに伴い、SOGCより同Agreementを更新したいとの提案があり、2010年9月24日付で本会がこれを了承した。

(4) Exchange Programに派遣の役員および若手医師へ第63回学術講演会の延期を通知した。

【TAOG関係】

(1) 2010年3月13日～14日に開催のTAOG Annual Meetingにて藤井信吾先生がHonorary Fellowに表彰される関係から、Exchange Programとは別に、本会役員3名、若手医師5名を招待したい旨、TAOGからの文書を受領した。これに対し本会より、吉村理事長、落合副理事長、岩下理事、若手医師5名およびコンダクターとして小林陽一幹事を派遣した。

(2) 2011年3月12～13日に開催のTAOG Annual Meetingに藤井信吾名誉会員、吉村理事長、落合副理事長、嘉村理事、星合理事、丸尾監事、稲葉第62回学術集会長、平松第64回学術集会長、岩下理事、若手医師5名およびコンダクターとして小林幹事が出席した。

【KSOG関係】

(1) 2010年9月30日～10月2日ソウルにてThe 15th Seoul Symposium & the 96th Annual Congress of KSOG2010が開催され、本会より吉村理事長、落合副理事長、星合第63回学術集会長、藤原幹事、若手医師5名と、KSOG名誉会員として丸尾猛監事が出席した。

【その他】

第4回渉外担当理事・幹事会にJICAから母子保健の担当者を招き、今後の本会の国際貢献の方向性について討論を行った。今後も継続的にJICAと連携しながら国際貢献について検討していく予定である。

VI 社 保

1. 社会保険委員会

(1) 委員会の開催平成22年度は5回(平成22年5月18日、9月24日、10月15日、11月19日、平成23年2月4日)の委員会を開催した。

なお迅速な対応を要する案件に関しては、通信会議による検討を行い遅滞なく対応した。

(2) 本学会より外保連を経由して提出した平成22年度診療報酬点数改定要望書新規要望項目のうち、

前置胎盤帝王切開術の新設（21,700点）ならびに流産手術（妊娠11週を超え妊娠21週まで：4,820点）、妊娠子宮摘出術（ポロー手術：27,690点）、帝王切開術（選択・緊急：19,340点）、子宮悪性腫瘍手術（58,500点）、子宮附属器悪性腫瘍手術（58,500点）の改正が認められた。

（3）本学会より内保連を経由して提出した平成22年度診療報酬改定提案項目のうち、HPV DNA検査（360点）、術中迅速細胞標本作製（450点）の新設が認められた。

（4）平成24年度診療報酬改定に向け、新規要望項目として、（手術）「腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下子宮筋腫核出術と子宮附属器癒着剥離術の複数手術の特例拡大」「腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術と子宮附属器癒着剥離術の複数手術の特例拡大」「子宮鏡下子宮内膜焼灼術」「腹腔鏡下子宮腔上部切断術」「子宮腺筋症病巣除去術」「造腔術（腹腔鏡下、骨盤腹膜利用）」、（検査）「ソノヒステログラフィー」、改正要望項目として、「流産手術 1.妊娠11週まで」「自己血貯血に関する適応拡大」「帝王切開術に早産（妊娠32週未満）加算」、さらに特定保険医療材料要望項目として「ユーテリンマニピレーター」「リングペッサリー」「ヒスキャス」を、外保連を通し提出の予定である。また、「術前HIV検査の保険適用」「妊娠糖尿病および妊娠時に診断された明らかな糖尿病に対するSMBGの保険適用」「特定疾患療養管理 更年期障害」「HRT管理料」「LBC加算」「細胞診免疫染色標本作製料」「術中迅速細胞診の包括外算定」「細胞診断料の婦人科検体への適応拡大」「特定疾患療養管理 卵巣機能不全、月経障害、排卵障害」「不育症スクリーニング検査（染色体検査、抗フォスファチジルエタノールアミン（PE）抗体、抗フォスファチジルセリン抗体）の新設」「卵巣機能検査（抗ミューラー管ホルモン測定）の新設」を、内保連を通し提出の予定である。

（5）中央社会医療協議会（中医協）において、平成24年度診療報酬改定の際には医療材料が精緻化された外保連試案を元に診療報酬改定を行うことが決定したため、23年春の試案改訂に向け、医療材料調査・入力作業等、外保連各委員会による試案改善のための膨大な作業が続いている。

（6）オフィスガynecロジーの医業実態を把握するため、日本産婦人科医会と共同し医業実態調査に関するアンケート調査を実施し、調査結果を第63回日本産科婦人科学会学術講演会において発表する。

（7）外保連主催の市民公開シンポジウム「女性の病気と付き合いには—あなたを守る優れた日本の医療技術」を3月5日女性の健康週間期間中に開催し、本会から東邦大学 森田 峰人先生、横浜市立大学 宮城 悦子先生、山王病院 堤 治先生が演者として出演した。

（8）「産婦人科医のための社会保険ABC」を改訂し第4版として発刊した。また第63回日本産科婦人科学会学術集会において解説講演を行う。

2. その他

日本医師会疑義解釈委員会、日本医師会診療報酬検討委員会、外科系学会社会保険委員会連合、内科系学会社会保険連合の関連会議には積極的に本会委員が参加し医療保険情勢の把握に努め、さらに日本産婦人科医会との密接な連携から各種要望活動を行った。

VII 専門医制度（産婦人科専門医の認定および研修を含む）

1. 専門医の認定・登録

（1）平成15年度以前に本制度に基づく研修を開始した専攻医及び平成17年度以前に初期研修を開始し、平成19年度より本制度に基づく産婦人科研修を開始した専攻医の試験による認定並びに平成7年度・平成12年度・平成17年度に認定された専門医の資格更新を行った。また専門医認定審査の円滑な運営を図るため「試験実行委員会」を設置し、専門医認定審査の実施にあたった。

試験による専門医申請の受付及び審査：申請者数364名、合格者数305名、二次審査不合格者数58名、試験欠席者1名

専門医資格更新申請の受付及び審査：申請者数1,233名、合格者数1,230名、不合格者数3名

専門医資格更新延期願申請の受付及び審査：申請者数13名、延期可数10名、延期不可数3名

専門医資格再認定申請の受付及び審査：申請者数20名、合格者数20名

（2）更新・再認定申請合格者計1,250名を平成22年10月1日付で登録し、新規専門医申請合格者305名は登録手続きを完了し、全員を登録した。認定証の交付については、更新・再認定申請合格者に対し平成22年10月1日付で地方委員会を経て、認定証を交付し、新規専門医申請合格者に対しては、登録手続きが済み次第交付した。死亡退会53名、その他の理由による退会38名、計91名が平成21年度に専門医資格を喪失したので登録を抹消した。

（3）以上により、平成22年度の専門医総数は12,226名（平成22年10月1日現在）となった。

2. 筆記試験の実施

平成22年度も平成21年度同様専門医認定二次審査の筆記試験が施行された。

3. 専攻医指導施設の指定

(1) 新規指定並びに平成7年度、平成12年度、平成17年度に指定された施設の指定更新を行った。

新規指定申請の受付及び審査：申請施設数17施設、合格施設数13施設、不合格施設数4施設

指定更新申請の受付及び審査：申請施設数46施設、合格施設数40施設、不合格施設数6施設

(2) 以上により、計53施設が平成22年10月1日付で指定され、これにより本会指定の専攻医指導施設は合計738施設（平成22年10月1日現在）となった。

4. 生涯研修

(1) 平成21年度と同様に、10単位シール・5単位シールを各地方委員会宛に送付した。なお、第60回学術講演会より会期中に1枚30単位シールを配付することになり、第62回学術講演会も会期中に1枚30単位シールを配付した。

(2) 第62回学術講演会時に生涯研修プログラムを実施した。なお、この内容については機関誌62巻9号の「研修コーナー」に掲載した。

(3) 機関誌40巻10号より設置された生涯研修欄「研修コーナー」を平成22年度も2号、8号を除く毎号掲載した。

(4) 各地方委員会からの平成21年度生涯研修実施報告書に基づいて調査した。連合地方部会、全国規模の学術集会、国際学術集会を除いた都道府県単位以下の研修会における専門医1人当たりのシール発行数は10単位シール4.1枚、5単位シール1.3枚であった。

全国規模の学術集会を含めるとシール総発行数は10単位シール66,141枚、5単位シール16,634枚で、専門医1人当たり10単位シール5.4枚、5単位シール1.3枚が配付されたことになる。また、第60回学術講演会から会期中に1枚30単位を配付することになり、第62回学術講演会では発行数は4,941枚で、専門医1人当たり30単位シール0.4枚が配付されたことになる。

5. 専攻医の研修

(1) 平成22年度も本制度規約・施行細則及び所定の産婦人科専攻医の研修カリキュラムに則った研修を施行した。また、平成21年度の指導内容につき、各施設より報告を受けた。

(2) 各地方委員会を通じて平成22年度の産婦人科専攻医の登録が行われ、全国207専攻医指導施設に所属する436名の産婦人科専攻医が登録された。

(3) 専攻医指導施設ごとに産婦人科研修手帳の頒布希望数を調査し、平成22年12月末現在395部を有料頒布した。

(4) 平成19年度より登録された本制度産婦人科専攻医に対して施行された研修内容につき調査した。該当施設は732施設のうち692施設から回答があり、そのうち404施設からのべ1,345名の産婦人科専攻医に対して行った研修内容の報告を受けた。

(5) 平成23年（2011年）以降の本会所定の産婦人科専攻医の研修を終了した認定申請者の試験による認定審査について、審査の内容、評価方法などについて検討した。さらに認定審査の円滑な運営を図るため、試験実行委員会を設置しその実施にあたる。

(6) 専攻医の研修を開始する会員および専攻医指導施設の指定・更新申請する施設のために、専門医制度の概要についてまとめたものを作成した。

(7) 研修目標および指導医のチェック項目の整理・簡素化と「研修カリキュラム」「研修目標」「研修自己評価表」の項目を一致させる目的で研修カリキュラム・研修到達目標の改訂を行った。

6. サブスペシャリティ

専門医制度との関係、他学会との連携、分野に特有の問題点等について検討した。

7. 専門医制度事業会計

(1) 既に承認されている平成22年度補助費を各地方委員会宛に送金した。

(2) 社団法人日本専門医制評価・認定機構分担金1,989,700円と会費200,000円を平成22年4月28日付で送金した。

(3) 平成22年度計算見込書及び平成23年度予算書を第4回中央委員会（平成23年1月29日）で決定

する予定である。

8. 中央専門医制度委員会

(1) 以上の業務遂行のため、中央専門医制度委員会を4回(5月、6月、9月、1月)、総務・会計、認定・研修の各小委員会を計9回(5月、9月、1月)、研修コーナー編集会議を3回(5月、9月、1月)にわたり開催した。

(2) 筆記試験問題評価委員会を1回(8月)開催した。

VIII 教育委員会

平成22年度も平成21年度に引き続き、専門医認定審査筆記試験問題作成、用語集・用語解説集改定作業、産婦人科医育成奨学基金制度による海外研修申請者の選定、産婦人科研修の必修知識2011の発行を行った。また、新たに西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部奨学基金受給者の選定、産婦人科スプリングフォーラムを開催した。

1. 教育委員会

教育委員会として全3回(平成22年6月11日、12月10日、平成23年2月25日)開催した。なお、12月と2月については若手育成委員会と合同で開催した。

2. 専門医認定審査試験問題選定委員会

教育委員会委員・幹事ならびに試験問題選定委員として依頼した全35名の委員により平成22年度試験について平成22年5月28日、平成23年度試験について平成23年1月21日、3月29日の2回開催した。

3. 用語集・用語解説集の改定について

平成23年2月18日に専門的な知識が必要であるとの観点から各専門委員会委員長・副委員長にお集まりいただきご協力もお願いしている。平成24年春の改定版発行を目指し作業を進めている。

4. 産婦人科研修の必修知識について

「産婦人科研修の必修知識2011」は平成23年3月末に発刊した。2007年版とくらべ内容の見直しならびに練習問題についても刷新を図った。また、1年後を目処に電子書籍化をめざし検討を進めている。なお、今後、産婦人科研修の必修知識、用語集・用語解説集とも4年ごとに改定版を発行する予定にし、用語、定義、ガイドライン等の整合性を図る予定である。

5. 産婦人科医育成奨学基金制度による海外研修申請者の選定会議

平成21年度と同様に教育委員会委員を中心に選定会議委員を構成し、ACOG6名、TAOG5名、SOGC6名(うち2名は前年インフルエンザ流行のため派遣中止となっていた者)、KSOG5名を選考し、それぞれの学会に派遣した。なお、今後は渉外とも相談のうえ海外に派遣された若手医師には若手医師企画または学術講演会時海外からの役員・演者の接遇にあたってもらう。

6. 第63回学術講演会時「若手医師企画」

2009年ACOG派遣者を中心に11名からなる若手医師企画グループ委員により、第63回学術講演会時「第3回若手医師企画」を企画している。

7. 「産婦人科スプリングフォーラム」

日本産科婦人科学会学術講演会時の「第2回若手医師企画」を準備した若手医師グループの「このような若手医師の横の連携をもっと広げたい」という熱い思いが発端となり、学会の教育委員会および理事会の賛同を得て、平成23年3月5日(土)～6日(日)に京都平安ホテルにおいて、第1回「産婦人科スプリングフォーラム」を開催し、68名が参加した。

8. 西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部奨学基金制度選定

平成22年度より西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部奨学基金制度選定を教育委員会で行うことになり西日本地域の教育委員会委員5名に選考委員を依頼した。平成23年度西日本高速道路エリアパ

ートナズ倶楽部奨学基金（募集人員総数 24名）のところで、20大学28名の応募があった。書類審査結果を基に判定結果を数値化し選考を行った（平成23年1月21日集合委員会開催）。

IX 倫理委員会

1. 本会の見解に基づく諸登録(平成23年3月31日現在)

- (1) ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：47研究
- (2) 体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：586施設
- (3) ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：586施設
- (4) 顕微授精に関する登録：505施設
- (5) 非配偶者間人工授精に関する登録：15施設

2. 倫理委員会

嘉村敏治理事を委員長、久具宏司幹事を副委員長として、17名の委員により4回（平成22年6月7日、11月22日、平成23年1月28日、4月1日）開催した。

3. 登録・調査小委員会

- (1) 齊藤英和委員長はじめ7名の委員により3回（平成22年7月23日、10月26日、平成23年3月23日）開催した。
- (2) 本会の見解に基づく諸登録の新規登録申請について厳正な審査を毎月行っている。
- (3) 機関誌62巻9号に「平成21年度倫理委員会 登録・調査小委員会報告（2008年分の体外受精・胚移植等の臨床実施成績および2010年7月における登録施設名）」を掲載した。ホームページでも公開している。
- (4) 2009年分の体外受精・胚移植等の臨床実施成績を集積・解析を行っている。なお、登録施設に対し、妊娠保留症例数、妊娠後の転帰不明症例数を減らすよう協力を依頼した。
- (5) 研究登録施設における研究の進行状況や研究成果の調査を行っている。
- (6) 登録施設が日本の状況を把握することができ、よりよい生殖医療を展開できるための一助となるよう、治療総数・成績、移植胚数別妊娠率・多胎率、移植胚数・ステージ別妊娠率・多胎率、年齢別データ、排卵誘発法別生産分娩率等をまとめ、「生殖補助医療データブック」としてホームページで公開している。
- (7) 全登録施設から安全管理調査票の提出を受けた。未実施と回答した項目については改善を依頼した。
- (8) 平成18年に新規登録、および平成19年に再登録の施設および新規登録の施設においては、平成23年が更新申請受付の年となる。申請期間は「平成23年10月1日～平成23年12月31日」を予定している。

4. 着床前診断審査小委員会

平原史樹委員長はじめ9名の委員により5回（平成22年6月1日、10月5日、10月20日～11月5日：通信、平成23年1月18日、3月15日）開催した。

平成23年3月1日現在、申請213例、承認189例（慶應義塾大学41例、名古屋市立大学16例、セントマザー産婦人科医院50例、IVF大阪クリニック17例、セント・ルカ産婦人科3例、加藤レディースクリニック48例、竹内レディースクリニック7例、英ウィメンズクリニック4例、矢野産婦人科1例、扇町レディースクリニック1例、IVFなんばクリニック1例）、非承認4例、審査対象外18例、取り下げ1例、照会1例である。

上記のうち習慣流産：申請166例のうち承認146例、非承認2例、審査対象外18例である。

5. 着床前診断に関するワーキンググループ

竹下俊行委員長はじめ8名の委員により平成21年3月31日、7月28日、10月21日、平成22年1月21日の計4回の会議を経て、平成22年度は第5回WG会議を平成22年5月26日に開催した。平成10年の「着床前診断に関する見解」を基盤に、「染色体転座に起因する習慣流産（反復流産を含む）を着床前診断の審査対象とする」とした平成18年見解を組み入れ、さらに双方の要件、細則を整備した形で平成10年見解の改定を行うという改定案した。これに対する6件の会員からの意見を5月15日までに受領した。これらのご意見を基にWGで統一見解を作成し、平成22年6月に「着床前診断」に関する見解の

改定を行った。学会誌vol.62 No.8に改定された「着床前診断」に関する見解を掲載した。

6. 「出生前に行われる検査および診断に関する見解」改定案ワーキンググループ

平原史樹委員長はじめ 6名の委員により2回（平成22年1月15日、8月24日）開催した。

「出生前診断に行われる検査および診断に関する見解」の改定案をWGにて検討した。改定案では出生前診断の適応の内容に解説を加え、さらに非確定的検査（母体血清マーカー検査、妊娠初期の超音波スクリーニング検査）に関しての情報提供、海外での現状、また産科ガイドラインの内容を含め記載した。WGにて作成された改定案を平成23年2月26日から5月末日まで学会ホームページに掲載し、会員からの意見を聴取した上、本年6月25日の定時総会で改定案を承認する予定である。

7. 委員会提案

下記2件の委員会提案を行った。

(1)「習慣流産に対する着床前診断に関する見解；解説文（平成18年）」に加え、「着床前診断に関する見解（平成10年）」について改定案が着床前診断ワーキンググループにより作成された。機関誌62巻4号ならびに学会ホームページに掲載し会員からの意見を聴取し、4名の会員と2名の非会員からご意見を受領した。これらのご意見を基にワーキンググループで見解改定の最終案を作成し、平成22年6月26日開催の日本産科婦人科学会総会において、「着床前診断」に関する見解の改定が承認された。

(2)「出生前診断に行われる検査および診断に関する見解（平成19年）」の改定案をWGにて検討した。非確定的検査（母体血清マーカー検査、妊娠初期の超音波スクリーニング検査）に関しての情報提供、海外での現状、また産科ガイドラインの内容を含めて記載している。WGにて改定案を作成し平成23年2月26日から5月末日まで学会ホームページに掲載し、会員からの意見を聴取している。

8. 根津八紘会員の処遇について

本学会員である根津八紘医師が「着床前診断に関する見解（改定案）」に関してご意見をいただいた文章中（平成22年4月30日付）に、施設内で学会への申請なしに着床前診断を行っていることが明らかとなった。このことは、本学会会員として遵守すべき見解を蔑ろにするものであり、重大な見解違反と判断し、本学会として厳重注意を行った（平成22年12月11日付）。

9. 『生殖医療に関する遺伝カウンセリング相談受入れ可能な臨床遺伝専門医』制度に伴う認定講習会開催について

平成22年7月4日に東京ステーションコンファレンスにて開催した。受講者総数207名（産婦人科106名、小児科16名、認定遺伝カウンセラー11名、ART関連8名、内科6名、臨床遺伝専門医134名、認定遺伝カウンセラー11名など）であった。着床前診断に関して、平成22年6月に「着床前診断」に関する見解の改定を行ったことを踏まえ、着床前診断の遺伝カウンセラーに着床前診断審査の現況説明を行う講習会を開催した。

10. 性同一性障害夫婦に対する非配偶者間人工受精：AIDについて

性同一性障害夫婦にAIDを行う場合、AIDで生まれた子の親子（父子）関係の法的解釈について、本学会から法務大臣宛に質問状を提出した（平成23年1月17日付）。法務省より、2月18日付けで質問状に対する回答を受領した。それを受け、本学会員へ「性同一性障害患者夫婦への非配偶者間人工授精により生まれた子の親子関係について」のお知らせを通知し、患者からの問い合わせなどに際して十分に考慮するよう注意を喚起した（2月26日付け）。またAIDに関する登録施設（15施設）へ、法務省からの回答文書と併せて、依頼者夫婦からの強い希望によりAIDを実施する場合は、依頼者夫婦に対し今回の法務省の回答を十分に説明し、理解と同意を得ることが重要である旨を通知した（2月26日付）。

X 地方連絡委員会

1. 委員会の開催

平成22年度は2回（平成22年4月22日、6月26日）の委員会を開催した。
当年度に行われる代議員選挙の進め方について議論した。

2. 活動状況

公益社団法人となる4月以降は、現在の地方部会は本会と切り離され、各都道府県毎の別法人となる。本会が会費徴収や代議員選挙などを各都道府県組織に委託するにあたり、業務委託契約書を締結する必要がある。その内容について、平成23年2月25日の第3回運営委員会で協議のうえ、平成23年2月26日の第4回理事会で承認された。

XI 理事会内委員会の活動

広報委員会

1. 委員会の開催

平成22年度は3回（平成22年5月27日、9月24日、12月9日）の委員会を開催した。

2. 情報処理小委員会の開催

情報処理小委員会を3回（平成22年5月27日、9月24日、12月9日）開催した。

生殖・内分泌委員会と婦人科腫瘍委員会では各委員会データ登録をUMINの利用により円滑に行われている。周産期委員会の分娩登録では、データの保管のみUMINを利用し、データ収集、解析作業および管理には利用していないが概ね円滑に行われている。

3. インターネットホームページについて

平成19年度はホームページの大幅なリニューアルを行ったが、平成20年度、平成21年度に引き続き、平成22年度も内容の整理を適宜行い、随時新しいコンテンツを追加した。

＜整理内容および新設コンテンツ＞

- ① 学術講演会における各種講演、教育セミナー、およびシンポジウムなどについて、平成22年5～11月の間、会員専用ページでWeb配信を行った。
- ② 「医学生・研修医のみなさまへ」内にあるコンテンツの刷新を行った。
- ③ 第4回 サマースクール（2010年）の開催概要レポートを「サマースクール」のコーナーにアップした。

4. 医学生・研修医向けのニュースレターについて

医学生や初期研修医が自身の進路として産婦人科を選択する一助となることを願い、産婦人科の魅力を伝えるNewsletter “Reason for your choice” を企画し、年2回発行している。なお、Newsletterの印刷部数は25000部で全国の医学部に送付し、学生、初期研修医、関連病院初期研修医に配布してもらっている。平成22年度は6号、7号の発行を行った。

5. フリーペーパー “Anetis” について

7号までは朝日新聞、8号以降は毎日新聞が、妊産婦を中心とする若い女性たちに妊娠、出産、育児および健康について正しい知識、情報を提供するフリーペーパー “Anetis” の発刊を行っている。日本産科婦人科学会としては、本会から伝えたいメッセージ、活躍する中堅・若手医師紹介の項目についての編集および配布促進に対する協力を行っている。なお、平成20年2月19日に創刊以来、現在までに第9号まで発行した {2008年1～3号、2009年4～6号、2010年7号、秋号（8号）、冬号（9号）}。発行部数は30万部で年3～4回発行を今後も予定している。現在、各地方レベルで地域独自のルートで配布を行っている。引き続き全国の産婦人科外来で積極的に配布して頂くよう、会員各位に協力を依頼した。

6. JSOG-JOBNET事業（公的病院求人案内）・産婦人科医公募情報について

ホームページへの公募情報掲載状況（原則、毎月20日締め、翌月初めに掲載）

平成23年2月1日現在、26件の公募情報を掲載した。応募件数は全体で計54件、総採用決定件数は合計18件であった。

7. ACOG Electronic membershipについて

ACOG Website会員専用ページログインのサービス開始から4年が経過し、平成22年7月に契約更新を行った。平成18年のサービス開始時点でのアクセス可能会員数は6020名であったが、平成23年1月末時点で2155名増の8175名となった。なお、データの更新は毎月事務局で行っている。

8. 学会メール「日産婦学会ニュース」

日本産科婦人科学会および産婦人科学に関する情報を随時提供した。

9. 本会Website

- (1) 一般向け疾患説明のページ「病気を知ろう」を公開した。
- (2) 以下の団体にリンク許可を行った。

① トップページ

日本放射線技師会（同会HP関係機関等リンク集）

② 東日本大震災に関わるお知らせインデックスページ

日本小児放射線学会（同学会HP）

③ 水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内

朝日新聞東京本社社会グループ（朝日新聞社会グループのツイッター公式アカウント）

(株)ベネッセコーポレーション幼児商品開発部（非常時の子育て情報）

(株)保健同人社（同社サイトの「震災後の暮らしと健康」のページ）

日本健康教育学会（同学会HP）

④ 災害支援情報のページ

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター（同センターHP「いきる」に一時的に開設の「いきる・ささえる災害支援情報」のページ）

⑤ 福島原発事故による放射線被曝について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内（特に母乳とヨウ化カリウムについて）

日本健康教育学会（同学会HP）

コンプライアンス委員会

1. 委員会の開催

平成21年度より新たな委員会として発足し、平成22年度は計3回の通信による委員会を開催した。

2. 利益相反申告書の取り扱い手順について

役員等の利益相反申告書、学術講演会の演題に関する利益相反申告書の内容確認及び審査等の取り扱い手順について取り決めを作成し、平成22年度第3回理事会にて承認された。

3. 利益相反指針・運用細則の改訂

利益相反状態の開示方法及び開示期間をより明確にするため利益相反指針・運用細則の改訂案を作成し、平成22年度第4回理事会にて承認された。

社団法人 日本産科婦人科学会 「利益相反に関する指針」運用細則

現 行	改 定
<p>（本会学術集会などでの発表）</p> <p>第2条 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。</p> <p>2. 本会の学術集会、講演会及び市民公開講座などで発表・講演を行う者は、演題応募または抄録提出時に、過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。ただ</p>	<p>（本会学術集会などでの発表）</p> <p>第2条 筆頭演者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。</p> <p>2. 本会の学術集会、本会が主催する講演会、本会が主催する市民公開講座で発表・講演を行う者は、演題応募または抄録提出時に、過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにし</p>

し、利益相反状態の届け出と開示を行う研究発表は「臨床研究」に限定する。ここでいう臨床研究とは国の「臨床研究に関する倫理指針」で定義される「医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの」であり、臨床試験及び治験を含むものである。

3. 発表時に明らかにする利益相反状態については、本指針 IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを、発表スライドあるいはポスターの最後に「筆頭演者の利益相反自己申告書」(様式1)に従って開示するものとする。開示が必要なものは、抄録提出1年前から発表時までのものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

(以下略)

(機関誌などでの発表)

第3条

本会の機関誌や編集協力誌 The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research (以下「JOGR」という)、その他本会の刊行物に掲載される、本会会員が執筆するすべての原稿において、すべての著者は、投稿論文内容に関する企業または営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を開示する義務を有する。

2. 本会の機関誌やJOGR、その他本会の刊行物で発表を行う者は、投稿時に投稿規定に定める様式(様式2、Form1)により、利益相反状態を明らかにしなければならない。

- (1) 様式は各誌において定めることもできる。
- (2) 投稿時に明らかにする利益相反状態については、本指針IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告するものとする。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条第3項各号で規定された金額と同一とする。
- (3) 開示が必要なものは、論文投稿1年前から投稿時までのものとする。
- (4) 提出された様式(様式2、Form1)は原則として論文査読者には開示しない。

改定 平成22年6月12日 第2回理事会

なければならない。演題応募および抄録提出のいずれも行わない講演発表については、発表前1年間の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。ただし、利益相反状態の届け出と開示を行う研究発表は「臨床研究」に限定する。ここでいう臨床研究とは国の「臨床研究に関する倫理指針」で定義される「医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とするもの」であり、臨床試験及び治験を含むものである。

3. 発表時に明らかにする利益相反状態については、本指針 IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを、発表スライドあるいはポスターにおいて開示するものとする。開示する利益相反状態は、学術集会については学会誌抄録号に掲載される抄録(もしくは講演要旨)提出前1年間のもの、その他については演題応募もしくは抄録提出前1年間のものとする。なお、演題応募および抄録提出のいずれも行わない講演発表については、発表前1年間のものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

(以下略)

(機関誌などでの発表)

第3条

本会の機関誌や編集協力誌 The Journal of Obstetrics and Gynaecology Research (以下「JOGR」という)、その他本会の刊行物に掲載される、本会会員が執筆するすべての原稿(本会学術集会抄録は除く)において、すべての著者は、投稿論文内容に関する企業または営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を開示する義務を有する。

2. 本会の機関誌やJOGR、その他本会の刊行物で発表を行う者は、投稿時に投稿規定に定める様式(様式2、Form1)により、利益相反状態を明らかにしなければならない。

- (1) 様式は各誌において定めることもできる。
- (2) 投稿時に明らかにする利益相反状態については、本指針IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告するものとする。各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条第3項各号で規定された金額と同一とする。
- (3) 開示が必要なものは、論文投稿1年前から投稿時までのものとする。
- (4) 提出された様式(様式2、Form1)は原則として論文査読者には開示しない。

改定 平成22年6月12日 第2回理事会
平成22年12月11日 第3回理事会
平成23年2月26日 第4回理事会

4. 委員会の活動

役員、学術集会長、特定委員会委員長および委員合計203名に対して役員等の利益相反自己申告書の

提出を依頼し、利益相反状態にあると申告のあった申告書について審査を行った。第63回学術講演会の演題に関して利益相反状態にあると申告のあった演題に関して抄録と共に審査を行った。いずれも特に問題は認めなかった。

医療改革委員会

1. 委員会の開催

平成22年度は3回（平成22年6月11日、12月10日、平成23年2月26日）の委員会を開催した。

2. 拡大医療改革委員会兼産婦人科医療改革公開フォーラムの開催

平成23年1月30日に「産婦人科医療改革の展開—現状把握と地域間、診療分野間、施設間の格差是正への取り組み—」をテーマとして拡大医療改革委員会兼産婦人科医療改革公開フォーラム〈共催：厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「地域における周産期医療システムの充実と医療資源の適正配置に関する研究」（主任研究者：岡村州博）分担研究「周産期救急医療体制と分娩環境の安定的確保」分担研究者：海野信也〉を開催した。同会の動画記録をウェブサイト（<http://shusanki.org>）に掲載した。

3. 出産育児一時金制度改革を考える公開フォーラムの開催

平成22年6月13日に「出産育児一時金制度改革を考える公開フォーラムを開催した（共催：社団法人日本産婦人科医会）。

4. 平成21年度医療改革アクションプランの総括

平成22年6月11日の委員会にて平成21年度医療改革アクションプランの総括案について協議し、平成22年度第2回理事会に上程し承認された。

5. 平成22年度医療改革アクションプランの作成

平成22年6月11日の委員会にて平成21年度医療改革アクションプラン案について協議し、平成22年度第2回理事会に上程し承認された。平成22年6月15日、平成22年度医療改革アクションプランを本会ホームページにて公表した。

6. 第4回大学科勤病院産婦人科医の待遇改善策の現況に関するアンケート調査の実施

平成22年6月に第4回大学病院待遇改善状況調査を実施し、106施設中98施設より回答があった。第4回「大学科勤病院産婦人科医の待遇改善策の現況に関するアンケート調査」集計結果を平成22年度第3回理事会に報告し、平成22年12月13日、本会ホームページにて公表した。

7. 第3回産婦人科動向意識調査の実施

平成22年6月に第3回産婦人科動向意識調査を本学会の専攻医指導施設の産婦人科責任者を対象とし、実施した。744施設中458施設（回答率62%）より回答があり、平成23年1月30日の拡大医療改革委員会兼産婦人科医療改革公開フォーラムにて集計結果を報告し、動画記録をウェブサイト（<http://shusanki.org>）に掲載した。

8. 母体・胎児集中治療室管理料の算定に関する調査の実施

平成23年2月に母体・胎児集中治療室管理料の算定に関する調査を行い、中間報告書を平成22年度第3回理事会に提出した。

9. 婦人科腫瘍診療に関するアンケート調査の実施

平成23年2月に婦人科腫瘍診療に関するアンケート調査を本学会の専攻医指導施設並びに婦人科腫瘍登録施設を対象に実施し、結果を解析中である。

10. 出産育児一時金直接支払制度に係る活動

出産育児一時金直接支払制度に係る以下の活動を行った。

(1) 2010年7月14日、第38回社会保障審議会医療保険部会に資料「わが国の産科医療の現状からみた出産育児一時金制度改革の方向性」を提出し、同日の同部会で海野委員長が専門委員として意見陳述した。

(2) 2010年9月3日、第39回社会保障審議会医療保険部会に資料『社会保障審議会医療保険部会「平成23年度以降の出産育児一時金制度について」論点整理案』を提出し、2010年9月8日の同部会で海野委員長が専門委員として意見陳述した。

(3) 2010年11月15日、第42回社会保障審議会医療保険部会に資料「第42回社会保障審議会医療保険部会への意見書」を提出し、同日の同部会で海野委員長が専門委員として意見陳述した。

男女共同参画委員会

1. 委員会の開催

(1) 男女共同参画委員会

平成22年度は、男女共同参画委員会としての会議開催はなかった。

(2) 女性の健康週間委員会

平成22年度は1回の委員会（平成22年7月6日）を開催した。

(3) 次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会

平成22年度は1回の委員会（平成22年6月15日）を開催した。

2. 活動状況

(1) 男女共同参画委員会

女性の健康週間委員会が8年前に理事会内委員会として発足した。その後、あり方検討委員会の中で「女性医師の継続的就労支援委員会」の設置が検討され、3年前に男女共同参画検討委員会に発展し「女性の健康週間委員会」と「女性医師の継続的就労支援委員会」の2つの委員会が存在するようになった。昨年度、この委員会では、「女性医師の継続的就労支援委員会」を改め「次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会」とし活動をして行くこととなった。

(2) 女性の健康週間委員会

① 業務委託契約について

女性の健康週間の業務委託をしている（株）朝日エルとの間で昨年契約書を交わし、「女性の生涯健康手帳」の著作権が本会にあることを明記した。なお、朝日エルとの契約は2年ごとの更新であり今回は本年度3月末までであるが、特に大きなトラブル等なく更に2年間延長とした。

② 「女性の健康週間」の実施について

平成21年度に引き続き、3月1日～8日までを「女性の健康週間」とし、平成22年度も産婦人科医が女性のパートナーであることをアピールイベントを行なった。

女性の健康週間を広く世間に告知するため、平成23年2月22日に各メディアを対象（23名の参加）にプレスセミナーを開催した。健康週間期間中のイベントとしては、3月1日、2日の2日に巨匠東京ステーションコンファレンスにて、丸の内キャリア塾女性の健康週間特別セミナーを開催し、3月3日には名古屋の愛知県産業労働センターにて、20代からの健康美人セミナーを開催し、合計1,319名が参加した。また、公益事業の柱である地方部会担当市民公開講座が、24道府県地方部会（健康週間期間中の開催：13）で開催された。

「女性の健康週間」の広報活動として、日経新聞東京本社版夕刊（2月15日）丸の内キャリア塾に吉村理事長インタビュー、および清水委員長監修による働く女性の健康に関する記事を掲載した他、3月1日東京新聞、3月1, 2, 3, 5, 6日産経新聞（ツムラ協賛の広告）等に清水委員長への取材にもとづく女性の健康に関する記事が掲載され、「女性の健康週間」について周知された。

③ 「女性の健康週間」のポスターについて

本会・日本産婦人科医会の両会の会員に「女性の健康週間」のポスターを配布した。

④ 女性の生涯健康手帳

平成21年度に作成した手帳の一部改訂を行い、25万部を作成し会員や地方自治体等を通し、広く一般女性に配布した。

⑤ 女性の健康週間期間中に開催の厚生労働省主催「女性の健康週間イベント」および外保連（外科学会社会保険委員会連合）主催「市民公開シンポジウム」の広報活動への協力を通し、女性の健康週間の周知を促進した。

⑥ ホームページ掲載について（←2009年6月掲載）

女性の健康週間委員会について、本会ホームページの医学生・研修医向けコーナーに掲載した。

(3) 次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会

① ホームページ掲載について（←2009年6月掲載）

次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会について、本会ホームページの医学生・研修医向けコーナーに掲載した。

② 新専門医アンケートについて

平成22年度に専門医となった305名にアンケート調査を行い、304名（回収率99.7%）から回答があった。これで新臨床研修医制度施行前の2年間と施行後の2年間、計4年間のデータが蓄積出来たので現在更なる解析を進めている。

③ 次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会アンケートについて

「次世代を担う男女産婦人科医師キャリアサポート委員会」では、産婦人科医師に対して今後どのような支援を行っていくことが現在の医療レベルを維持し、よりよい労働環境を得るために必要かを調べるために、日産婦学会員に対して精神面を含めた意識調査を実施した。2009年12月から翌年1月に自記式調査を行い、回答はファックスもしくはe-mailで返信する方法を用いた。また、2010年4月の日産婦学術集会でも追加調査を行い合計で1301人から回答を得た。

アンケート調査結果を英語論文にまとめ現在投稿中であるが、学会機関誌12月号および学会ホームページに掲載し、また平成23年1月31日開催の平成22年度第1回拡大医療改革委員会でその一部を報告した。

若手育成委員会

平成22年度は齋藤滋教授を委員長として、主に産婦人科サマースクールの企画・運営業務を行った。

1. 会議開催

(1) 平成22年6月29日、12月10日、平成23年2月25日の3回にわたって若手育成委員会を開催した。なお、12月と2月については教育委員会との合同開催とした。

(2) 第5回産婦人科サマースクール準備・企画のための打合会を第63回学術講演会期間中の平成23年4月16日に開催予定である。

2. 産婦人科サマースクール

(1) 第4回産婦人科サマースクール in 美ヶ原

下記のように開催した。

開催日：平成22年8月7日（土）～8日（日）

会場：長野県松本市「ホテル翔峰」

参加者：327名（医学部5・6年生 81名、初期研修医 246名）

募集300名に対して366名（うち39名キャンセル）の申し込みがあり、委員会で検討の結果全員を受け入れることに決定した。参加希望者が募集人数よりも多かったため当初計画していたプログラムとは大幅な変更を余儀なくされたが委員・講師の先生方の協力のもと盛会裡に開催できた。今回は初の試みとして夕食後に各実習のアドバンスコースを開催したが、予想以上の盛況であった。一部参加者からの不満は否めなかったが、9割以上の参加者からは好意的な意見を得ることができた。

(2) 第5回産婦人科サマースクール

下記の要領で開催する予定である。

開催日：平成23年8月6日（土）午後～7日（日）昼

会場：長野県松本市「ホテル翔峰」（貸切り）

募集予定：医学部学生 100名、初期研修医 200名 *定員を超えた場合は抽選予定

第4回サマースクール参加者の当日ならびに事後アンケートを参考に、より内容を充実させ産婦人科の魅力を理解してもらい産婦人科医増加の一助となるようなプログラムを現在、委員で作成中である。

なお、第5回産婦人科サマースクールについても第4回同様理事等からご推薦をいただいた若手の先生

方のご協力を得、参加者と若手医師の直接対話できるようなプログラムに企画から携わっていただいている。

(3) 第6回産婦人科サマースクールについて

交通の便、会場設営等を考慮し会場の選択にあたっている。

3. その他

平成23年度はサマースクールに限らず、今後の会議を踏まえ若手育成委員会として、サマースクールだけでなく学術講演会時にも若手向けのプログラムを組むなど若手医師の育成および定着に役立つ企画を検討していく。

XII 各種の学術的調査研究

専門委員会の活動

生殖・内分泌委員会

1. 常置的事業

生殖・内分泌委員会では、(1) 本邦での生殖補助医療におけるゴナドトロピン製剤在宅自己注射の実態調査に関する検討小委員会、(2) 「婦人科術後患者のヘルスケア」の実態調査に関する小委員会、(3) 本邦における子宮内膜症の治療が卵巣予備能に与える影響に関する検討小委員会、(4) 生殖医療リスクマネージメント小委員会を常置的事业とし、各小委員会が立案した計画に従って取り組み、下記に示すような結果が得られた。

2. 親委員会

第1回委員会にて各小委員会内で十分協議した後、その目的の理解と平成22年度の具体的な活動方針を決定し、小委員会ごとにアンケート調査や検討会などの事業を展開した。

第2回委員会において、各小委員会で行った事業の進捗状況を報告し協議して、その結果を平成22年度末に最終報告する予定である。

3. 小委員会事業

(1) 本邦での生殖補助医療におけるゴナドトロピン製剤在宅自己注射の実態調査に関する検討小委員会
平成20年の自己注射の承認後、各不妊治療施設の生殖補助医療に用いられている製剤に関する自己注射利用状況を調査するとともに、自己注射に関する今後の課題を検討した。日本産科婦人科学会生殖補助医療実施登録施設にアンケート調査を2年間にわたり実施し、その状況や年次変化を分析した。現在その集計が終わり、結果を解析中である。

(2) 「婦人科術後患者のヘルスケア」の実態調査に関する小委員会

<後方視的研究>

① 予防的卵巣摘出の実態調査：産婦人科専門医育成指導病院の743名の産婦人科医師にアンケートを行った。結果は、「予防的卵巣摘出術を行う」医師は351名(72.7%)、「予防的卵巣摘出術を行わない」医師は128名(26.5%)、不明4名(0.8%)であった。

② 婦人科術後患者のヘルスケアの実態調査：(参加施設総数86) 回答は62施設で回収率72.1%、アンケート総数4,111名、データベース化作業は終了し、術式不明患者と円錐切除術施行患者を除く3,247名につき解析中である。

<前方視的研究>

予防的卵巣摘出術の健康に与える影響についての調査は7大学の倫理審査委員会で承認され、現在の登録数は208である。

(3) 本邦における子宮内膜症の治療が卵巣予備能に与える影響に関する検討小委員会

生殖補助医療実施登録施設に対して、子宮内膜症合併のART施行症例における平成21年度の予備調査に基づく2回目のアンケート調査を行った。施行前の内膜症治療と採卵成績、妊娠成績などについて追加解析を行っている。データ集計後、ART適応の患者に対する子宮内膜症性嚢胞の取り扱いの提言を作成する予定である。

(4) 生殖医療リスクマネジメント小委員会

平成22年の第62回総会で改定された「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に基づき、今後の生殖補助医療のリスクマネジメントのあり方について、本小委員会と生殖関連学会（日本生殖医学会、日本受精着床学会、日本泌尿器科学会）の合同会議を平成22年12月に開催した。今後毎年1～2回の予定で、生殖関連学会の合同会議を開催していく予定である。

婦人科腫瘍委員会

1. 常置的事業

- (1) 婦人科悪性腫瘍登録業務を行った。
- (2) 2009年患者のオンライン登録を行った。2010年、2011年患者のリアルタイム登録も随時受け付けている。
- (3) 絨毛性疾患取扱い規約の改訂作業を進めた。
- (4) 子宮頸がんおよび子宮体がん取扱い規約改訂について検討を行った。
- (5) FIGO進行期分類（2008）の解説特集記事を機関誌62巻6号に掲載した。

2. 親委員会

- (1) 平成22年度事業報告、および平成23年度事業計画について討議した。
- (2) 婦人科悪性腫瘍登録を行うとともに、生存期間解析方法に関して討議し、Kaplan-Meier法を用いた生存曲線により算出した生存率で治療成績を報告した。絨毛性疾患の登録も引き続き行っている。
- (3) 絨毛性疾患取扱い規約の改訂作業が完成見込みとなった。
- (4) 子宮頸がんおよび子宮体がん取扱い規約改訂作業を進めている。

3. 小委員会事業

- (1) 婦人科悪性腫瘍登録業務に関する小委員会
 - ① 婦人科悪性腫瘍登録を行うとともに、引き続き生存期間解析方法に関して討議した。
 - ② 治療年報（2001年治療開始例）を機関誌62巻12号に掲載した。今回より解析方法を変更した。変更点は、1.従来の直接法最小生存率による方法からKaplan-Meier法に変更、2. 追跡不能症例（Lost to follow-up）が多いと治療成績の信頼性が低下するため、予後追跡報告で追跡不能症例が20%を超える施設のデータは治療成績の解析には用いない、3. 予後解析に使用された施設は施設名の左に○印で表示した。
 - ③ 患者年報（2009年治療開始例）を機関誌63巻3号に掲載した。
- (2) 本邦における子宮内膜症の癌化の頻度と予防に関する小委員会
 - ① 平成19年10月から登録を開始した。倫理委員会承認済みの施設が76施設であり、そのうち42施設が患者登録を開始している。
 - ② 本会および日本産科婦人科内視鏡学会で実務担当者会議を開催した。進捗状況と解析成績を報告し、日本エンドメトリオーシス学会において中間報告を行った。
- (3) わが国におけるHPVワクチンおよびHPV検査のあり方検討委員会
 - ① 本会と日本小児科学会、日本婦人科腫瘍学会による「ヒトパピローマウィルス（HPV）ワクチン接種の普及に関するステートメント」を発表した。
 - ② 本会による「HPVワクチン接種に関するガイドライン」の作成にあたっている。

周産期委員会

1. 常置的事業

- (1) 周産期登録事業の継続と集計結果の会員へのフィードバック
周産期登録事業へ新規で6万症例が登録され、約30万の症例が登録された。本データベースを用いて厚労研究松田班での発表、JOGR誌に2報がin press、J. Epidemiol、J. Reprod. Immunolに各1報がacceptされた。今後は小児科と協力して産科DBと小児科DBをリンクするための準備を進めている。
- (2) 周産期医療における未承認薬の承認にむけての活動

RhD陰性妊娠で流産後、異所性妊娠、羊水穿刺、胎児外転、腹部打撲等のD(Rho)感作の可能性がある場合、妊娠28週前後に抗Dグロブリン注射の保険適応拡大が認められた。今後、不育症に対してのヘパリン投与につき承認されるよう働きかける。妊娠高血圧症候群に対するカルシウムブロッカー、 $\alpha\beta$ ブロッカーの妊婦使用（妊婦禁忌条項を外す）について働きかける。細菌性膣症に対するメトロニダゾールについては未承認薬・適応外薬検討会議からの要請がなされ、現在使用状況調査を行っている。

(3) 胎児機能不全診断基準とその妥当性の検討委員会

「胎児心拍数波形分類に基づく分娩時胎児管理の指針（2010年版）」を機関誌62巻10号とJOGR誌Vol.36, No.5に掲載した。現在モニターの判読一致ならびに問題症例の集積を行っている。

2. 親委員会

(1) 常置的事業を継続し、周産期登録を利用して重篤な産科疾患がいつ、どのような頻度で起こるのか明らかにし、日本人と欧米人との差を明らかにした。母体死亡症例の要因分析に厚労研究池田班、日本産婦人科医会と協力した。

(2) 平成21年の新型インフルエンザの妊婦感染の実態を日本産婦人科医会と協力し明らかにし、また抗インフルエンザ薬の妊婦に対する安全性につき調査し中間報告を行った。

(3) 産婦人科診療ガイドライン産科編改訂に対して、評価委員として改訂案の手直しを行った。メトロニダゾールの細菌性膣症への保険適応拡大に向け使用状況調査を行い、スムーズに適応拡大されるよう協力を全国の周産母子センターに依頼した。

3. 小委員会事業

(1) 周産期救急医療体制の構築とその対応に関する小委員会

東京都周産期医療協議会、大阪府産婦人科診療相互援助システム、神奈川県産婦人科医会に協力を要請し、母体救急症例の実態調査を実施した。今後安全性向上のために必要な施策を提言する予定である。

(2) 早産のリスク因子の解明と具体的な予防法確立に関する小委員会

頸管長の測定法を定め、妊娠中期の頸管長測定のリスク評価を行う予定である。

(3) 新しい妊婦健診体制に関する小委員会

周産期データベースを用い、日本人における各産科疾患のリスク因子、発症頻度を明らかにした。またアンケート調査を行い、産婦人科診療ガイドラインで推奨レベルB以上の手技が実臨床でどのくらい普及しているかを調査した。

女性ヘルスケア委員会

1. 常置的事業

(1) 中高年女性のヘルスケアのための管理指針作成小委員会、(2) 本邦における骨盤臓器脱およびその治療法に関する実態調査小委員会を常置的事業とする。

2. 親委員会

(1) 第1回委員会にて各小委員会内で十分協議した後、その目的の理解と平成22年度の具体的な活動方針を決定し、小委員会ごとに調査や検討会を事業として行うこととした。緊急避妊ピルの適正使用に関する指針作りのための小委員会が発足した。

(2) 第2回委員会で、各小委員会で実行した事業の進捗状況を報告・協議し、結果を中間報告する予定である。

3. 小委員会事業

(1) 中高年女性のヘルスケアのための管理指針作成小委員会

① HRTガイドライン2009年度版の改訂

2009年6月に発刊されたHRTガイドライン2009年度版の改訂のために、「中高年女性のヘルスケアのための管理指針作成小委員会」の中に「HRTガイドライン2009年度版改訂のための委員会」を立ち上げた。鹿児島で開催された第25回日本更年期医学会の会期中に前回の委員ならびに今回新たに加わった委員の計20名により、今後の改訂方針について検討がなされ、基本的に2009年度版のCQ+総説方式を踏襲し、各項目に最近の知見を取り入れること、また、新たな項目として「糖尿病」、「歯科・口腔領域」、「大腸癌・肺癌」、「悪性腫瘍術後のHRT」を加えることとなった。現在、改訂原稿ならびに新規追加原

稿を作成中である。

② 1.心血管疾患に対する産婦人科医師の意識調査と、2.閉経後女性におけるリスク因子の頻度に関する調査

1.産婦人科医師を対象として動脈硬化の危険因子に関する意識調査を行い、784施設中121施設（回収率15.4%）、1201名の回答を得た。1) 脂質異常症は、スクリーニング検査をしない医師が75%とほとんどであり、脂質異常症が判明した場合でも内科に紹介する医師が87%と高率であった。2) 血圧は、スクリーニングで血圧測定をする医師は76%と高率であったが、高血圧と判明した場合、内科に紹介する医師が93%で自科で管理する医師はほとんどいなかった。3) 糖尿病は、血糖測定は70%の医師が行っているが、糖尿病と判定した場合には内科に紹介する医師が98%と非常に高いという結果が得られた。脂質異常症、高血圧、糖代謝異常に関する意識は低く、産婦人科医師が自科で管理する頻度は極めて低いことが判明した。2.はデータの解析中である。

(2) 本邦における骨盤臓器脱およびその治療法に関する実態調査小委員会

骨盤臓器脱や排尿・性・排便機能障害を泌尿器科、産婦人科、大腸肛門外科の知識をもってトータルにケアする分野はウロギネコロジーまたは女性骨盤底医学と呼ばれ、世界各国で確立された分野となっている。そこで、わが国での女性骨盤底医学分野に関する認知度、関心度、実践度を調査し、今後の体制作りの基礎的なデータとすることを目的とし小委員会を立ち上げた。対象は、大学病院を必須とするランダムに抽出された産婦人科研修指定病院ならびに泌尿器科専門医教育施設で、4つの大項目（19の質問）を含む調査票を郵送した。発送数967施設（産婦人科492施設、泌尿器科475施設）、回収数545施設（産婦人科288施設、泌尿器科257施設）と、回収率56.4%であった。現在、データの集計ならびに解析中である。

(3) 緊急避妊ピルの適正使用に関する指針作りのための小委員会

北村邦夫先生が作成した指針を土台にメール会議を行い、平成22年10月25日に全体会議を開催し、指針を完成させた。機関誌（2011年）や学会ホームページに掲載予定である。

XIII 国際および各国産科婦人科学会その他内外関係学術団体との連絡および提携

国際渉外事業

国際渉外は定款に基づいて以下の業務を行った。

1. FIGO

- (1) FIGOの諮問に答申
- (2) 日本代表役員の選出・推薦
- (3) 理事会への出席（理事会は担当常務理事が出席、常務理事が何らかの理由で出席できない時は渉外担当理事、あるいは幹事が代理出席）
- (4) 総会への出席（本会として4票あり。Delegateは8名まで出席可能。事前に渉外担当常務理事のほか参加役員を決定し、投票権を行使する）
- (5) 学術集会プログラム作成・提言（日本からの演者推薦—学術との連携）
- (6) 学術集会への参加奨励

2. AOFOG

- (1) AOFOGの諮問に答申
- (2) 日本代表役員の選出・推薦（現在：Journal committee chair: 岡井教授）
- (3) 理事会への出席（理事会は担当常務理事が出席、常務理事が何らかの理由で出席できない時は渉外担当理事、あるいは幹事が代理出席）
- (4) 総会への出席（本会としてDelegateは2名、2票あり。事前に渉外担当常務理事のほか参加役員を決定し、投票権を行使する）
- (5) 学術集会プログラム作成・提言（日本からの演者推薦—学術との連携）
- (6) 学術集会への参加奨励

3. ACOG

- (1) 交換プログラム、年次集会参加（役員、幹事、若手医師：毎年）
- (2) 役員情報交換会の開催（年次集会時）

4. SOGC

- (1) 交換プログラム、年次集会参加（役員：隔年、幹事・若手医師：毎年）
- (2) 役員情報交換会の開催（年次集会時）

5. 日本・韓国・台湾

- (1) 交換プログラム（役員、若手医師：毎年3国間を順に回る。ホスト国：日本－韓国－台湾の順）
- (2) 役員情報交換会の開催（年次集会時）

6. 日韓カンファレンス

7. 日本・ドイツ産婦人科シンポジウム

- (1) 交換プログラム（役員クラス、若手教授・准教授クラス）
- (2) 役員情報交換会の開催（年次集会時）

8. 今期（2009-2011）の国際渉外事業方針

1) 一般目標

新定款に則った公益社団法人としての国際渉外の在り方を探り、さらなる国際交流を促進し、本会の国際的位置向上につとめる。

2) 行動目標

- (1) 本会の外交指針を作成する。
- (2) 国際交流、人的交流を促進する。
 - ① 2国間国際渉外の問題点と今後のありかたを整理し理事会に提言する。
 - ② 新たな2国間交流について検討する。（例えばRCOG）
- (3) 国際貢献の在り方を検討する。
 - ① FIGO/AOFOGを中心として行っている国際貢献事業への本会の貢献の仕方を検討する。
 - ② 本会独自の国際貢献の在り方を模索する。
- (4) 学術と診療の活性化に寄与する。
 - ① 国際交流を通して本会の事業ならびに本邦の学術と医療を活性化する。
 - ② 先進諸国の産科婦人科学、産婦人科医療、サブスペシアルティ領域の情報を収集し、本邦の産婦人科学、産婦人科医療にフィードバックする。
- (5) 学術集会時の国際渉外の在り方を整理する（会議などの経費：本会と担当校の負担割合）
- (6) 学術集会長裁量の渉外事業へアドバイスを行う。
- (7) 経済基盤を確立する。
- (8) 上記渉外諸事業の検討と円滑な運用のために渉外担当理事会を定期的で開催する。

国内渉外事業

1. 日本小児科学会

(1) 同学会は新生児委員会ビタミンK投与法の見直し小委員会にて公表した「新生児・乳児ビタミンK欠乏性出血症に対するビタミンK製剤投与の改訂ガイドライン」の投与方法について改定案を作成した。本学会に関連する部分についての意見を求められたが、問題ない旨を回答した。

2. 日本更年期医学会

(1) 同学会より、認定制度発足のお知らせと同制度の周知依頼があり、本会機関誌7月号に掲載した。
(2) 同学会より、一部の県において60歳以上のホルモン補充療法施行が保険上査定されているが、60歳を区切りとして保険査定することには問題がある、として本学会における検討と協力依頼があった。

3. 日本周産期・新生児医学会

(1) 同学会からConsensus2010に対応した新生児蘇生法ガイドライン改定委員会の委員に、本学会

会員であり同学会の新生児蘇生法普及事業小委員会委員でもある石川源先生と正岡直樹先生の推薦依頼があり、応諾した。

4. 日本癌治療学会

(1) 同学会が子宮頸がんと子宮体がんの2つの分科会を設置するにあたり、それぞれの委員、協力委員、評価委員の推薦依頼があった。本学会としては両分科会に委員1名、協力委員3名、評価委員1名の合計10名の先生の推薦を行った。

(2) 同学会では、がん診療ガイドラインjsco-cpg.jpのリンク設定および転載についての規約を作成した。他機関・団体や企業からのリンク設定許可依頼や転載依頼にはこの規約に則った対応をすることの了承依頼があり、これを応諾した。

5. 日本超音波医学会

(1) 同学会が超音波造影剤レボピスト供給停止に関する要望書を厚生労働大臣あてに提出するに当たり、本学会の連名協力依頼に対して応諾した。

6. 日本肥満学会

(1) 同学会から、2000年発表の基準を更改して作成中の「肥満症診断基準2011」について、内容の確認依頼があり、生殖内分泌委員会及びガイドライン(産科編)委員会、および婦人科腫瘍委員会から回答した。

7. 日本IVR学会

(1) 同学会のガイドライン委員会に本学会から久保隆彦先生、竹田省先生、水上尚典先生を委員として推薦した。

8. 予防接種推進専門協議会

(1) 予防接種に関して政治と行政に専門家の意見を反映させようとの目的で、日本小児科学会など本学会を含む8団体が予防接種推進専門協議会を4月に立ち上げた。

(2) 4月19日に同協議会を構成する本学会を含む9団体連名にて「厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の審議に関する要望書」を厚生労働大臣および15党党首他宛てに提出した。

(3) Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンについての費用助成が本年度補正予算措置が取られることを巡り、同協議会から緊急声明文を11月17日に厚生労働大臣あてに提出した。

9. 日本医療機能評価機構

(1) 同機構より、分娩に関連して発症した脳性麻痺症の原因分析報告書が送付された。この報告書は発症原因や臨床経過に関する医学的評価等に加え、「今後の産科医療向上のために検討すべき項目」が示されており、分娩機関における診療行為や設備・診療体制について検討すべき事項や学会に対してはガイドラインの改訂要望が記載されている。産科医療の質の向上に向けて適宜活用してほしいとのことである。

10. 日本作業療法士協会

(1) 同協会では平成24年度の診療報酬改定に向け、「リンパ浮腫指導管理料」の算定要件に作業療法士の職名が追加されるように厚生労働省に要望書を提出するに当たり、本学会の支援を求めてきたので、これを応諾した。

11. マンモグラフィ検診精度管理中央委員会

(1) 今般、同委員会が事業年度を変更(10月スタートから4月スタート)することに伴い、本会から推薦している現理事(大村峯夫先生、土橋一慶先生)の任期の平成24年3月31日までの半年間延長依頼があり、これを了承した。

12. 禁煙推進学術ネットワーク

(1) 同ネットワークより、JRの禁煙化要望書をJR6社社長に、また医学部・歯学部および大学病院の敷地内禁煙の要望書を厚生労働大臣および文部科学大臣ほかに提出するにあたり、ネットワークを構成する12団体の一つである本学会に要望書への参加承認を求めてきたのでこれを応諾した。

13. 日本病理学会

(1) 同学会から、「癌取り扱い規約の印税の支払いについては分担したページ数に按分した各学会への印税の支払いが望ましい」として、本学会が代表して受領していた子宮体癌取り扱い規約と絨毛性疾患取り扱い規約の印税の受取り方式の変更の申し入れがあり、応諾した。

XIV 日本医学会・日本医師会・日本学術会議・その他諸官庁および諸団体からの 諮問に対する答申またはそれらへの建議

1. 内閣

(1) 要望書の提出

「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種への公費助成に関する要望書」を日本婦人科腫瘍学会と連名で、内閣総理大臣あてに提出した。（平成22年7月1日）

2. 厚生労働省

(1) 要望書の提出

① 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度終了後の抜本的改革に関する要望書」を日本産婦人科医会と連名で厚生労働大臣あてに提出した。（平成22年3月31日）

② 「ヒトパピローマウイルス（HPV）核酸タイピング検査の保険収載に関する要望書」を厚生労働大臣および同省保険局長あてに提出した。（平成22年4月26日）

③ 「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種への公費助成に関する要望書」を日本婦人科腫瘍学会と連名で、厚生労働大臣あてに提出した。（平成22年5月14日）

④ 「産科医等確保支援事業の拡充に関する要望書」を同省医政局長あてに提出した。（平成22年5月24日）

⑤ 「海外におけるAT製剤の妊娠高血圧症候群重症に対する保険償還についての要望書」を日本産婦人科・新生児血液学会と連名で、同省医薬食品局審査管理課あてに提出した。（平成22年8月10日）

⑥ 「妊婦検診でのHTLV-1抗体検査に対する公的補助の要望書」を日本周産期・新生児医学会と連名で厚生労働大臣あてに提出した。（平成22年9月2日）

⑦ 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施要綱案及び出産育児一時金等の受取代理制度実施要綱案に関する要望書」を同省保険局総務課あてに提出した。（平成23年1月12日）

(2) 厚生労働省医薬食品局安全対策課より、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の本会会員への周知依頼があったが、医薬品や医療機器に不具合が起こった際にはすでに報告対応しており、新たな対応は行わないこととした。

(3) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課から、「乳幼児身体発育調査企画・評価研究会」への委員の推薦依頼があり、松田義雄先生を推薦した。

(4) 厚生労働省大臣官房統計情報部より、社会保障審議会統計分科会「疾病、傷害及び死因分類専門委員会」の専門委員1名の推薦依頼があり、水沼英樹先生を推薦した。

(5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果についての自治体あての通知があり、機関誌第62巻第7号に掲載した。

(6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、ヒト白血病ウイルス1型母子感染に関する情報の提供についての自治体あての通知があり、機関誌第62巻第7号に掲載した。

(7) 厚生労働省医薬食品局食品安全部より、妊婦への魚介類の摂取と水銀に関する注意事項等についての自治体あて通知があり、機関誌第62巻第7号に掲載した。

(8) 厚生労働省医薬食品局から、オキシトシン、ジノプロスト及びジノプロストン製剤の適正使用の徹底のため、会員への周知依頼があり、機関誌第62巻第7号に掲載した。

(9) 厚生労働省健康局結核感染症課から、小西郁生理事あてに「厚生科学審議会予防接種部会ワクチン評価に関する小委員会」のなかの「HPVワクチン作業チーム」に産婦人科臨床医としての立場で参加して欲しいとの依頼があり、応諾した。

(10) 厚生労働省健康局疾病対策課から、HIV母子感染の防止について(通知)が送付された。平成18年以来4年ぶりに母子感染によるHIV感染例が報告されたことから、感染防御策の周知徹底を依頼してきたものである。機関誌第62巻第10号に掲載した。

(11) 厚生労働省医薬食品局安全対策課と審査管理課から、サリドマイド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂についての周知依頼があり、機関誌第62巻第10号に掲載した。

(12) 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会から厚生労働大臣あてに提出された「Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンについては定期接種化を進めるべきである」との意見書を受けて、平成22年度補正予算で1085億円が手当てされることになった。

(13) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウィルス-1型抗体検査の実施について」を会員への周知するようにとの依頼があり、機関誌第62巻第12号に掲載した。

(14) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、母子健康手帳の様式の改正について意見を求められたが、周産期委員長にも確認の上、松田義雄先生の意見を以て本会の意見提出とした。

(15) 厚生労働省母子保健課より、今般とりまとめられたHTLV-1総合対策について、母子保健医療従事者に対する情報周知依頼があり、機関誌第63巻第3号に掲載した。

(16) 今回の震災に関して、厚生労働省より以下の周知依頼及び協力依頼が出され、HPに掲載して会員に周知した。

①東北地方太平洋沖地震被災地における妊産婦、乳幼児への対応および被災者に係る健康診査事業等の対応について（雇用均等・児童家庭局母子保健課 3月14日）

②東北地方太平洋沖地震で被災した妊産婦、乳幼児の住居の確保及び出産前後の支援について（雇用均等・児童家庭局母子保健課・家庭福祉課、社会・援護局総務課 3月22日）

③東北地方太平洋沖地震に係る特定不妊治療費助成事業の申請期限の延長について（雇用均等・児童家庭局母子保健課 3月23日）

④東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震の被災に伴う出産育児一時金等に係る医療機関等の取扱いおよび直接支払制度の積極的活用について（保険局総務課 3月24日）

⑤被災地の医療機関からの転院希望患者に係る受入医療期間について（医政局指導課 3月24日）

3. 文部科学省

(1) 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課より、「ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成に関する指針の公布及び説明会の開催について」本学会での周知依頼があり、ホームページに掲載した。

(2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長と文部科学省研究振興局長の連名で「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療に関する倫理指針の策定について」の通知があり、機関誌第63巻第3号に掲載した。

(3) 研究振興局ライフサイエンス課から、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の疑義解釈」についての周知依頼があり、HPに掲載して会員への周知を図った。

4. 内閣府

(1) 公益社団法人への移行申請について、平成22年4月7日に吉村理事長、岩下常務理事他が公益認定等委員会事務局を訪問し、5要件を満たすための代議員選挙の実施等につき指導を受けた。

(2) 平成23年2月9日に内閣府公益認定等委員会から内閣総理大臣に対して、本会が「認定の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申が出た。

5. 法務省

(1) 性同一性障害夫婦にAIDを行う前提となる、AIDで生じた親子関係の法的な解釈について、本学会から法務大臣あての質問状を提出した（平成23年1月17日）。法務省からの回答を受けて、会員および登録施設に対するお知らせを送付した（平成23年2月28日）。

6. 日本医学会

(1) 臨床部会運営委員会委員の推薦依頼があり、落合和徳副理事長に重任して頂くこととした。

(2) 評議員、連絡委員、医学用語委員及びその代委員各1名の選出方依頼があった。任期は平成22年4月1日～平成24年3月31日の2年間である。前期に引き続き、評議員：吉村泰典先生、連絡委員：岩下光利先生、医学用語委員：小西郁生先生、代委員：水沼英樹先生に委員就任をお願いした。

(3) 厚生労働省の依頼を受けて、日本医学会より各分科会あてに「医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施について」の所属会員への周知依頼があった。機関誌第62巻第5号に掲載した。

(4) 本会利益相反担当者および本学会雑誌編集長あてに「日本医学会分科会における臨床研究に関する利益相対対応の現状アンケート」の協力依頼があり、日本医学会にアンケートの回答を提出した。

(5) 厚生労働省の「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の改正等について」の周知依頼が日本医学会を通してあり、機関誌第63巻第1号に掲載した。

(6) 同医学会を通して、平成22年度経済産業省「課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業」に係る公募のお知らせが送られてきた。公募期間は平成23年1月24日～2月21日であるため、ホームページに掲載して会員への周知を図った。

(7) 日本医師会が行っている女性医師バンク事業について、日本医学会から分科会理事長あてに、各学会会員への周知依頼があり、本会HPに掲載して対応した。

(8) 日本医学会を通して厚生労働省医政局から「臨床研究に関する倫理指針に基づく倫理審査委員会情報の報告について」の本会会員への周知依頼があり、本会HPに掲載して対応した。

XV 産科婦人科の医療および保健に関する社会一般への啓発ならびに普及活動

1. 本会主催「公開講座」

平成22年度は本会主催公開講座を開催しない。

2. 地方部会担当「公開講座」

担当地方部会、開催日、テーマは以下の通りである。

京都：2010年6月19日「女性のヘルスケア」市民公開講座 京都の女性がより美しくなるために」

兵庫：2010年8月22日「子宮頸がん撲滅を目指して」

宮崎：2010年9月18日「女性のからだど悩み～おしえて生理痛～」

岩手：2010年10月30日「なくなる命の流れ：生殖医療(不妊症治療から命の誕生まで)の喜び」

徳島：2010年11月13日「女性のための不妊・避妊講座」

愛媛：2011年1月27日「第24回性教育セミナー」

栃木：2011年2月18日「子宮頸がんは予防の時代です」

青森：2011年2月19日「HPVワクチン」

愛知：2011年3月3日「別所哲也さんと学ぶ20代からの健康美人セミナー」

茨城：2011年3月5日「女性のための健康セミナー7」

千葉：2011年3月5日「アラサー・アラフォーの皆さんに贈る子宮筋腫・子宮内膜症の基礎知識」

三重：2011年3月5日「女性のための健康講座」

奈良：2011年3月5日「女性のための健康講座」

島根：2011年3月5日「女性のための健康講座」

山口：2011年3月5日「女性の健康広場 in 下関 子宮頸がん撲滅作戦」

東京：2011年3月6日「増える乳がん・子宮がんに負けない！」

滋賀：2011年3月6日「お嬢さんにワクチンを！子宮がん予防ワクチンの正しい理解のために」

岡山：2011年3月6日「子宮がん検診とその予防」

広島：2011年3月6日「子宮頸がん0をめざして」

福岡：2011年3月6日「子宮頸がん予防啓発セミナー」

長崎：2011年3月6日「産婦人科へ行こう！2011」

埼玉：2011年3月13日「婦人科のがんについて知ろう！-あなたの生命をまもるために-」

山形：2011年3月26日「子宮頸癌ワクチンについて」

富山：2011年3月26日「子宮頸がん予防ワクチン」

XVI その他本会の目的を達成するために必要な事業

運営委員会

1. 公益社団法人移行認定申請について

公益社団法人移行について、本会は一年半余の準備期間を経て平成21年7月29日に公益認定等委員会に対し公益社団法人移行認定の電子申請を行った。平成22年4月および5月に行われた内閣府公益認定等委員会事務局とのやりとりの結果、平成22年6月26日の定時総会で公益認定後の新定款の改定を行った上、代議員の5要件を満たすために平成22年6月12日の第2回理事会および7月16日の第2回臨時理事会で代議員選出規則を定め、それをもとに平成23年1月に代議員選挙を行った。この結果、平成23年2月9日に公益認定等委員会から内閣総理大臣に「本会は認定の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申が出された。3月20日頃に内閣総理大臣から公益社団法人移行認定を受けて登記を行い、4月1日より「公益社団法人 日本産科婦人科学会」となった。

2. 公益社団認定後に施行する定款の改定

定款第31条への幹事長、副幹事長及び幹事の権限の記載や、附則4項で定款施行後最初の代議員を定款第13条と同じ方法で予め行う代議員選挙における最初の代議員とすることを明定するなど、公益社団法人に認定されるに当たり必要な要件を備えるために行う定款変更を行い、平成22年6月12日の第2回理事会で承認されたあと、平成22年6月26日の定時総会で承認を受けた。

3. 専門委員会運営内規の改定について

平成22年4月22日開催の第62回総会で設置が承認された女性ヘルスケア委員会について、専門委員会運営内規に追加した。また専門委員会内小委員会の委員定数について、従来5名以内としていたが原則5名以内とすることにし、平成22年6月12日の第2回理事会で承認された。

専門委員会に関する事項

現 行	改 定
1) 専門委員会運営内規 第1章 専門委員会について 2. 専門委員会の種類 1) 専門委員会として以下の委員会をおく。 (1)生殖・内分泌委員会 (2)婦人科腫瘍委員会 (3)周産期委員会 4. 専門委員会の構成 1) 各委員会には委員長、副委員長をおく。 2) 各委員の定数は委員長、副委員長を含め6名とする。 3) 任期は2期4年を超えないものとする。ただし委員長、副委員長の任期は原則として1期2年とする。 4) 委員は半数ずつ交代するものとする。 5) 各委員会の兼任は認めない。 5. 業務 1) 専門領域発展のために企画立案を行い、理事会に答申する。 2) 理事会から委託を受けた学術委員会からの諮問に対処し答申する。 3) 登録業務 4) 専門領域における問題の調査および解決 5) 小委員会の設置 6) 専門領域におけるsubspeciality(専門医)制度の検討(生殖・内分泌、婦人科腫瘍、周産期) 7) 業務報告(年1回)	1) 専門委員会運営内規 第1章 専門委員会について 2. 専門委員会の種類 1) 専門委員会として以下の委員会をおく。 (1)生殖・内分泌委員会 (2)婦人科腫瘍委員会 (3)周産期委員会 (4) <u>女性ヘルスケア委員会</u> 4. 専門委員会の構成 1) 各委員会には委員長、副委員長をおく。 2) 各委員の定数は委員長、副委員長を含め <u>原則6名</u> とする。 3) 任期は2期4年を超えないものとする。ただし委員長、副委員長の任期は原則として1期2年とする。 4) 委員は半数ずつ交代するものとする。 5) 各委員会の兼任は認めない。 5. 業務 1) 専門領域発展のために企画立案を行い、理事会に答申する。 2) 理事会から委託を受けた学術委員会からの諮問に対処し答申する。 3) 登録業務 4) 専門領域における問題の調査および解決 5) 小委員会の設置 6) 専門領域におけるsubspeciality(専門医)制度の検討(生殖・内分泌、婦人科腫瘍、周産期、 <u>女性ヘルスケア</u>) 7) 業務報告(年1回)

現 行	改 定
<p>第2章 専門委員会運営会議ならびに専門委員会評価会議について</p> <p>専門委員会の運営を円滑に遂行し、また事業内容を評価するため以下の組織をおく。</p> <p>1. 専門委員会運営会議 専門委員会の調査・研究を行う検討課題を選定する際に重複等为避免、専門委員会の運営を円滑に遂行するために専門委員会運営会議を設置する。また公募班研究の選定も同会議で行う。本運営会議は、<u>3</u>つの専門委員会（①生殖・内分泌、②婦人科腫瘍、③周産期）の委員長および副委員長<u>6名</u>と運営委員会委員長、学術委員会委員長の計<u>8名</u>によって構成され、原則として年2回協議を行う。</p> <p>第3章 専門委員会内小委員会について</p> <p>5. 小委員会の構成 1) 小委員会には委員長を置く。委員長は所属する専門委員会の委員から選任され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし公募小委員会は原則として課題研究申請者が委員長となる。 2) 委員は委員長を含め<u>5名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: right;">（平成19年2月24日 第4回理事会）</p>	<p>第2章 専門委員会運営会議ならびに専門委員会評価会議について</p> <p>専門委員会の運営を円滑に遂行し、また事業内容を評価するため以下の組織をおく。</p> <p>1. 専門委員会運営会議 専門委員会の調査・研究を行う検討課題を選定する際に重複等为避免、専門委員会の運営を円滑に遂行するために専門委員会運営会議を設置する。また公募班研究の選定も同会議で行う。本運営会議は、<u>4</u>つの専門委員会（①生殖・内分泌、②婦人科腫瘍、③周産期、④女性ヘルスケア）の委員長および副委員長<u>8名</u>と運営委員会委員長、学術委員会委員長の計<u>10名</u>によって構成され、原則として年2回協議を行う。</p> <p>第3章 専門委員会内小委員会について</p> <p>5. 小委員会の構成 1) 小委員会には委員長を置く。委員長は所属する専門委員会の委員から選任され、理事会の議を経て理事長が委嘱する。ただし公募小委員会は原則として課題研究申請者が委員長となる。 2) 委員は委員長を含め<u>原則5名</u>以内とする。</p> <p style="text-align: right;">（平成19年2月24日 第4回理事会） （平成22年6月12日 第2回理事会）</p>

4. 「利益相反に関する指針」運用細則の改定について

役員等のいずれかを兼務する者についての「役員等の利益相反自己申告書」の提出対象期間を一般役員の場合と同様とする改定を行い、平成22年6月12日の第2回理事会で承認された。また平成22年12月11日の第3回理事会では、本会学術集会抄録は利益相反状態を開示する義務を有する原稿に当たらない旨が承認された。

5. 学会賞の中に学会栄誉賞を新設することについて

本会の中で指導的立場を経験し、運営面において顕著な貢献をした人を対象とする、学会栄誉賞の新設について理事会に答申することとし、平成22年6月12日の第2回理事会で承認のあと、平成22年6月26日の定時総会で承認を受けた。

6. 女性ヘルスケア委員会の継続要望について

平成22年度に発足した女性ヘルスケア委員会の任期を平成25年6月までとすることについて、平成22年12月10日の第2回運営委員会で協議のうえ、平成22年12月11日の第3回理事会で承認された。

7. 中期計画検討ワーキンググループ答申

中期計画検討ワーキンググループで、①役員候補者の選任時期、②公益法人化後の理事数、③理事候補者の所信表明、④6月定時総会における理事選任議案を候補者ごとに議決すること、⑤学術集会の開催時期、⑥新執行部体制が6月スタートとなることによる理事会および委員会活動への影響、につき検討した。この答申につき平成23年2月26日の第4回理事会で承認された。

8. 第66回学術集会長候補者選定委員会について

平成22年6月11日に第66回学術集会長候補者選定委員会の準備委員会を開催し、委員互選により岩下光利常務理事が委員長に選出された。同委員会の委員長および委員は平成22年6月12日の第2回理事

会で承認された。

なお、第66回学術集会長の立候補を平成22年9月30日で締め切り、平成22年12月10日に第66回学術集会長候補者選定委員会を開催し、候補者1名を第3回理事会に推薦した。

9. 名誉会員選考委員会について

平成23年2月25日に名誉会員選考委員会を開催し本年度の名誉会員候補者を理事長に答申した。

10. 「勤務医師賠償責任保険制度」について

勤務医を対象とした「勤務医師賠償責任保険」の加入者数は、平成23年2月末日時点で791名となり、平成21年10月から保険料の団体割引は20%が適用されている。平成23年2月26日の第4回理事会で高額タイプ（1事案あたり支払限度額2億円、3回まで）の追加が承認された。

学術委員会

1. 学術委員会の活動

(1) 学術講演会での利益相反状態開示方法（発表方法）について

平成22年度第1回学術委員会および第2回学術委員会において学術講演会での利益相反状態開示方法について検討し、以下のように決定した。機関誌63巻2号（抄録号）および学術講演会ホームページに「演題発表時の利益相反状態開示方法について」として周知を行った。また、整合性をとるために利益相反指針および同運用細則の変更の要望をコンプライアンス委員会に提出した（平成22年度第3回理事会承認）。

演題発表時の利益相反状態開示方法について

学術講演会における演題発表時の利益相反状態開示方法は以下の通りとします。

1. 開示しなくてはならない筆頭演者

臨床研究に関するすべての発表において、利益相反状態の有無にかかわらず開示しなくてはなりません。

2. 口演発表における開示方法

演題名・演者名・所属のスライドの次のスライド（第2スライド）に、以下に示すひな形に準じたスライドを呈示した上で、利益相反状態の有無を述べてください。演題名・演者名・所属のスライドがない場合は、このスライドが第1スライドとなります。

<利益相反状態にある場合のひな形>

第〇〇回日本産科婦人科学会学術講演会

利益相反状態の開示

筆頭演者氏名：〇〇 〇〇

所 属：△△△△産婦人科

私の今回の演題に関連して、開示すべき利益相反状態は以下のとおりです。

役員・顧問職/寄付講座所属 〇〇製薬株式会社

講演料など □□製薬株式会社

研究費/奨学寄付金 株式会社××ファーマ

<利益相反状態にない場合のひな形>

第〇〇回日本産科婦人科学会学術講演会
利益相反状態の開示

筆頭演者氏名：〇〇 〇〇

所属：△△△△産婦人科

私の今回の演題に関連して、開示すべき利益相反状態はありません。

3. ポスター発表における開示方法

口演発表に準じます。利益相反状態の有無に応じて上記のひな形に準じたものを印刷し、発表ポスターとともに掲示してください。

※上記のひな形（PowerPoint 97-2004プレゼンテーション）は学術講演会ホームページからダウンロードできます。

※開示する利益相反状態は学会誌2月号（抄録号）に掲載される抄録（もしくは講演要旨）提出前1年間のものとし、なお、学会誌2月号（抄録号）に抄録（もしくは講演要旨）が掲載されない発表については、発表前1年間のものとし、

※利益相反状態の有無の基準は本学会の「利益相反に関する指針」運用細則に則り、以下の通りです。

- 1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、寄付講座に所属する者については、1つの企業または団体からの報酬額が年間100万円以上。
- 2) 研究に関連した企業の株の保有については、1つの企業について1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、または当該企業の全株式の5%以上。
- 3) 研究に関連した企業、団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料収入が年間100万円以上。
- 4) 研究に関連した企業、団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業または団体からの年間の日当が合計50万円以上。
- 5) 研究に関連した企業、団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料については、1つの企業または団体からの年間の原稿料が合計50万円以上。
- 6) 研究に関連した企業、団体から提供された研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上。奨学寄付金（奨励寄付金）については、1つの企業または団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上。
- 7) その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）については、1つの企業または団体から受けた報酬が年間5万円以上。

(2) 学術委員会・学術講演会運営要綱改定について

優秀論文賞内規および申請書の一部変更、学会栄誉賞の設置を受け、学術委員会・学術講演会運営要綱を一部改定した。

2. 小委員会の活動

(1) 優秀演題賞選考委員会

- ① 第62回学術講演会の優秀演題賞を選考した（平成22年4月23日）。

—第62回学術講演会優秀演題賞受賞者—

<周産期医学部門>

杉山 隆 君（栄養・代謝研究会：妊婦と栄養事業）

「〔多施設共同研究〕わが国における妊婦のエネルギーおよび栄養素摂取量と児発育に関する検討」

<生殖医学部門>

安藤寿夫 君（豊橋市民病院）

「第1胚分割異常は胚発生予後不良因子である」

<婦人科腫瘍学部門>

進 伸幸 君（慶應義塾大学）

「sentinel navigation system（SNS）を用いて微小転移リンパ節を確認し得た子宮体癌4症例」

② 第63回学術講演会の優秀演題賞の選考を行う（平成23年4月16日）。

(2) IS委員会

① 第62回学術講演会一般演題IS国外演題について事前に通信により予備選考を行った。平成22年4月23日にIS Award選考委員会を開催し、国外および国内IS Award受賞演題の選考を行った。

—第62回学術講演会IS Award受賞者—

<国外>

Dr. Eun-Ju Lee (Korea)

「A comparative study of laparoscopic radical hysterectomy with radical abdominal hysterectomy in early stage cervical cancer: A long-term follow up」

Dr. Chel Hun Choi (Korea)

「Peritoneal Tuberculosis: A Retrospective Review of 20 Cases and Comparison with Primary Peritoneal Carcinoma」

Dr. Angelita Reyes-Teotico (Philippines)

「Extirpative versus conservative management of placenta accreta: A Provincial Hospital Experience」

Dr. Jong-Ryeol Choi (Korea)

「The Hyperexpressions of Undifferentiated markers of Stem Cells in the Endometrium of Patients with Endometriosis」

Dr. Kuan Hui Huang (Taiwan)

「Evaluate the safety and efficacy of uterine preservation in pelvic reconstruction for severe uterine prolapse with polypropylene mesh」

<国内>

後藤友子 君（防衛医科大学校）

「p16INK4a expression in cytology of ascites and response to chemotherapy in advanced ovarian cancer」

原田美由紀 君（東京大学）

「Changes in the Expression of Vascular Endothelial Growth Factor A(VEGF-A) mRNA during Ligand Induced Down Regulation of Luteinizing Hormone Receptor (LHR) in the Ovary」

② 第63回学術講演会一般演題IS国外演題について事前に通信により予備選考を行った。国外および国内IS Award受賞演題の選考を行う委員会を平成23年4月15日に開催する。

(3) 学術奨励賞予備選考委員会

平成22年度学術奨励賞の公募を機関誌62巻8号およびホームページで行った（応募期間：平成22年10月1日～平成22年10月31日）。

平成22年12月9日に予備選考委員会を開催し、平成22年度学術奨励賞の選考を行った。平成22年度第2回学術委員会に予備選考の結果を報告し、受賞候補者の最終選考を行った。平成22年度第3回理事会に答申し、承認された。

受賞者は平成23年4月14日の平成23年度臨時総会において表彰され、第63回学術講演会第1日目の

4月15日に講演を行う。

—平成22年度学術奨励賞受賞者および受賞講演—

<周産期医学部門>

富松拓治 君（大阪大学）

「胎児・新生児脳障害の発症メカニズムから見た妊娠・分娩管理」

<婦人科腫瘍学部門>

中山健太郎 君（島根大学）

「卵巣癌の分子生物学的特性を利用した新規治療法の開発」

<婦人科腫瘍学部門>

松本光司 君（筑波大学）

「我が国におけるHPV感染と子宮頸部発癌のリスク」

(4) 優秀論文賞予備選考委員会

平成22年度優秀論文賞の公募を機関誌62巻9号およびホームページで行った（応募期間：平成22年12月14日～平成23年1月13日）。

第一次予備選考委員会を部門ごとに通信で行い、この第一次予備選考の結果を受けて、平成23年2月24日に第二次予備選考委員会を開催し、第二次予備選考を行った。平成22年度第3回学術委員会に予備選考の結果を報告し、受賞候補論文の最終選考を行った。平成22年度第4回理事会に答申し、承認された。

—平成22年度優秀論文賞受賞者および受賞論文—

<周産期医学部門>

神元有紀 君（三重大学）

「Transgenic mice overproducing human thioredoxin-1, an antioxidative and anti-apoptotic protein, prevents diabetic embryopathy」

Diabetologia, 53, 2046-2055, 2010

<婦人科腫瘍学部門>

山口 建 君（京都大学）

「Identification of an ovarian clear cell carcinoma gene signature that reflects inherent disease biology and the carcinogenic processes」

Oncogene, 29, 1741-1752, 2010

<生殖医学部門>

山田満稔 君（慶應義塾大学）

「Involvement of a novel preimplantation-specific gene encoding the high mobility group box protein Hmgpi in early embryonic development」

Human Molecular Genetics, Vol.19, No.3, 480-493, 2010

(5) 筆記試験問題評価委員会

平成22年8月27日に委員会を開催し、平成22年度専門医認定二次審査筆記試験問題の評価（問題の妥当性・難易度の検討、問題数・分野別比率、平成21年度の問題点の改善状況、今後の問題点・改善点）、面接試験との関係、平成23年度の問題作成等について協議した。協議結果を中央専門医制度委員会、教育委員会に報告した。

(6) 学術講演会評価委員会

平成22年6月4日に委員会を開催し、第62回学術講演会の事後評価結果を踏まえ学術委員会に答申した。

1) 参加者数について

参加者は6,137名であり、過去最高であった第60回学術講演会を800名近く上回った。参加者の内訳として特筆すべきは初期研修医225名（会員64名、非会員161名）、学生179名の参加を得、いずれも過去を大きく上回る参加者数を記録したことである。担当団体の努力に敬意を表するとともに、学会員全員が産婦人科学に関して真剣に問題意識をもち諸般の事業を展開している成果であったと考える。この参加者数の増加が、産婦人科医師の増加（すなわち、産婦人科専攻医の増加）に結びつくかを、今後評価していく必要がある。

2) 2会場固定制から8会場指定制に移行した点に関して

84%が今回の移行を支持する意見であり、特に具体的なクレームは寄せられなかった。今年は移行1年目で開催地は東京であったことも考慮すると、8会場制の評価は来年度以降も継続していく必要があると考える。

3) 会場について

今回は9年ぶりに東京国際フォーラムが使用された。同施設は立地上参加者にとってアクセスが極めて容易な利点があり、複雑な会場の構造に関しても担当団体による構造上、時間上の配慮と工夫が感じられる対応が諸所に認められた。それにも関わらず、アンケートでは会場に関して「問題があった」という評価が半数を占めた。最も多く挙げられたのは、担当団体により多くの人員や案内板が用意されていたにもかかわらず、各会場の配置がばらばらでさらに参加者動線が複雑不明瞭であり、会場内での移動が大変で分かりにくいという意見であった。東京国際フォーラムは本集會に今後とも使用される会場であるが、会場内動線が複雑であること、座って休息できる場所が少ないなど参加者の肉体的、精神的なフラストレーションに対するさらなる工夫と対応が必要になると考えられる。

4) 会期・日程について

会期が4日間から3日間に短縮されたことを「よかった」とする意見がある一方で、スケジュールが詰まっているため、各プログラムが重複し、聞きたい内容が聞けないという意見が聞かれた。例年午後のポスター発表の時間帯には他プログラムが企画されていないが、日程短縮、産婦人科学の多様化などを考慮すると、ポスター時間帯に他のプログラムを並行させることも考慮すべきと考える。

5) ICカード（電子マネー）による会費徴収について

62%がその導入を支持し、28%が反対をした。本学術講演会の参加者の中心年齢が40代から50代であることを考慮すると、電子マネーの使用が初めての会員も多かったと推察される。そのような背景を考慮すると今回6割の参加者が導入を支持したことは今後の学術集會運営上は銘記しておくべきである。また、参加受付や研修シール発行もスムーズであり、受付付近の混雑も見受けられなかった。公益法人化への移行など、学会の仕組みも変化する可能性がある今日では、諸般事務処理（学会参加者名簿作成、研修歴管理など）にこのようなカードシステムは良好に機能することが期待される。

6) ポスターセッションについて

発表形式について「問題があった」とする意見が34%見られ、理由としては「音響」、「ポスター配置」、「発表の時間帯」、「その他」、「発表時間を設ける必要がない」の順であった。「会場が狭い」、「会場が分散していて、移動が不便であった」とする意見も見られた。ポスター会場の設定に関しては「特に問題はなかった」という回答は56%のみにとどまり例年通り評価は低かった。今後も各会場に適した設定を工夫していくべきである。ポスターセッションの形式（国外のように個々の発表は行わない）の継続的検討が必要と思われた。

7) 優秀演題賞候補演題、高得点演題について

優秀演題候補演題に関する参加者数は婦人科腫瘍124名、生殖内分泌125名、周産期93名であった。高得点演題に関してはそれぞれ45名から237名まで内容と領域により参加者数は異なった。周産期領域での臨床研究の発表での参加者数が多い傾向があった。また、最終日に組み込まれたプログラムは周産期の1群を除いてすべて100名以下の参加者数であった。自由意見欄には参加者の少なさ、質の低下、内容の一貫性のなさ、などの指摘が複数あった。これらの演題はシンポジウムとともに学会の学術の中核を果たすものとする。発表者をさらにエンカレッジするために、プログラム等をさらに検討する必要がある。

8) IS（口演）について

今回初めてISに口演が導入された。参加者数はOncology 74名、Perinatology 58名であり、参加者、特に日本人の参加が少ないという意見が寄せられた。活発なディスカッションが行われ、内容に関しては約9割が「よかった」と回答した。

9) 生涯研修プログラムについて

1から4までほぼ全てが周産期領域の内容で、極めて高い評価を得た。それぞれ500名から600名の参加者を集めた。

10) Meet the Top Researchersについて

内容に関しては約9割が「よかった」と回答した。学術活動活性化委員会が行ったプログラム参加者へのアンケート結果を詳細に分析し、活用していくべきである。

11) シンポジウムについて

それぞれの領域の参加者数は婦人科腫瘍417名、生殖内分泌234名、周産期335名であった。今後さらに会員の興味をひくような学術的に意義の高いシンポジウムを目指すべきである。

12) 特別講演、教育講演、招請講演について

3企画とも9割以上が「よかった」と評価した。参加者は特別講演868名、会長講演570名、招請講演428名であった。

13) 学術奨励賞受賞講演について

「よかった」とする意見は8割弱で、参加者数は352名であった。

14) 優秀論文賞受賞講演について

ほぼ全員が「よかった」と評価している。参加者数は121名であった。来年以降もさらに継続する意義はみとめられるプログラムであるが、大会場は必要ではなさそうである。

15) 若手医師による企画について

「よかった」と支持する意見は85%程度であるが、貴重な意見が多数萌芽したことを評価する意見が複数寄せられた。参加者数は165名で昨年よりは減少した。

16) ランチョンセミナー、スポンサードレクチャーについて

全般的に会場が狭かったという意見、整理券を配布したほうが良かったとする意見が複数あった。

17) そのほか

会場内の講演をネット配信を高く評価する意見が多く寄せられた。閲覧用のPCは終日満席となっていることが多く、参加者のニーズが高いことがうかがわれた。

(7) 学術活性化委員会

東京医科歯科大学副学長・分子細胞機能学分野教授の森田育男先生と、森田先生のもと大学院生として研究生活を送られ現在は産婦人科でご活躍されている須藤乃里子先生に第63回学術講演会での講演を企画した。最先端のサイエンスとそれに至るまでの道のりを、そして若い産婦人科医がどのような気持ちでそのサイエンスに参加して、何を思い、何を行ったのかをゆっくりと時間をかけて講演していただき、その後、質疑応答を行う予定である。

—学術活性化委員会企画「トランスレーショナルリサーチの重要性」—
〈平成23年4月16日(土) 10:00-12:00〉

座長：久保田俊郎 君(東京医科歯科大学)

演者：森田育男 君(東京医科歯科大学)

「基礎・臨床融合型研究教育を目指して」

演者：須藤乃里子 君(東京医科歯科大学)

「分娩廃棄物を利用した再生医療-臨床から基礎研究へ、そして臨床応用に向けて」

(8) 学術集會会場規準に関するワーキンググループ

会場の条件が現実と合わない点がでてきており、指定された8会場以外の会場に関する条件を再検討するワーキンググループの発足が学術委員会で提案され、平成22年度第2回理事会の議を経て、「学術集會会場規準に関するワーキンググループ」が設置された。WG委員による会場候補地の調査、および会場規準の見直しを行っている。

(9) 臨床研究審査に関する準備委員会

今後増えるであろう学会主導の臨床研究について、日本産科婦人科学会がその研究の倫理性、科学性を審査する必要があると、今後の方向性を検討することが学術委員会で提案され、平成22年度第2回理事会の議を経て、「臨床研究審査に関する準備委員会」が設置された。平成22年9月24日に第1回委員会を開催し、日本産科婦人科学会臨床研究審査委員会規約案を作成した。規約案について学術委員会、理事会で検討を重ね、平成22年度第4回理事会で決定された。

日本産科婦人科学会臨床研究審査委員会規約

(名称)

第1条 日本産科婦人科学会(以下「本会」という)に、理事長諮問機関として臨床研究審査委員会(Clinical Research Review Board, Japan Society of Obstetrics and Gynecology、以下「本委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 審査対象研究の臨床研究としての科学的合理性ならびに倫理的妥当性を客観的に審査、検討することにより、審査対象研究の科学的な質を確保するとともに、その対象となる個人(以下「個人」という)の人権及び安全を保護することを目的とする。さらに本委員会は、適切な指摘、助言を申請者(研究代表者)に還元することにより、審査対象研究の改善、質的向上に努めるものとする。

(責務)

第3条 本委員会は、理事長の諮問を受けて、本会が主導する臨床研究もしくは本会が有する臨床データをを用いる研究（以下「審査対象研究」という）における、研究実施計画等の科学的合理性及び倫理的妥当性について審査を行う。

2. 審査対象研究の研究代表者は、当該臨床研究を新規に開始する時、もしくは承認を受けて遂行中の臨床研究の内容を変更する時には、事前に理事長に申請を行わなければならない。

3. 理事長に申請された審査対象研究は、理事長の諮問に応じて本委員会で審査しなければならない。

4. 審査終了後、本委員会委員長は理事長に対して文書（様式1）によりその結果を報告しなければならない。

5. 理事長は、本委員会の審査結果を十分勘案して、当該申請のあった研究計画等の判定結果を申請者（研究代表者）に文書（様式2）により通知しなければならない。

（組織構成）

第4条 審査対象研究について、科学的及び倫理的観点から、臨床医学的、生物統計学的、疫学的、倫理的、社会的ならびに客観的に審議及び検討するために必要な資格及び経験を有する、各分野の委員により構成する。

2. 具体的構成は以下のとおりとする。

1) 委員長 1名

本会理事・監事・代議員のうち理事長が指名する1名が委員長となる

2) 日本産科婦人科学会の専門医資格を有する会員 8名

3) その他 5名

ただし、生物統計学・疫学の専門家、人文・社会科学分野の有識者（人権法曹、生命倫理学、社会一般学等）及び一般の立場を代表する者が含まれ、外部委員を含まなければならない。

3. 理事長、副理事長、学術委員会委員長、専門委員会委員長は委員とはなれない。

4. 委員は男女両性で構成されなければならない。

5. 委員長以外の委員は委員長が指名し、理事会において選任及び解任される。

6. 委員の任期は2年とする。

（委員の守秘義務と利益相反状態の開示）

第5条 本委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

2. 本委員会の委員は、委員就任前に利益相反状態を明らかにしなくてはならない。その開示方法は本会役員の開示方法に準ずる。

（議事）

第6条 本委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2. 本委員会は、本会に所属しない委員1名以上を含む過半数の出席がなければ、合意又は議決することはできない。

3. 委員長が必要と認めるときは、案件ごとに委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4. 委員長が必要と認めるときは、申請者（研究代表者）の出席を求め、研究内容について聴取することができる。

5. 審査の判定は、出席委員全員の総意による決定を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定することができる。議決は過半数をもって行い、同数の場合には委員長が決定する。

6. 判定は、次の各号に掲げる表示による。

1) 非該当

2) 承認

3) 条件付承認

4) 研究計画変更の勧告（要再申請）

5) 不承認

6) 承認取り消し

7. 臨床研究内容の細微な修正（変更、追加）については、書面の持ち回り審議、承認ができるものとする。

8. 審査経過及び判定は記録として保存するとともに、議事要旨は本会会員に公開されなければならない。

9. 委員が審査を申請している場合（共同研究者も含む）には、当該臨床研究の審査を行うことができない。

（審議事項）

第7条 本委員会は次に掲げる事項について審議し、記録する。

1) 臨床研究の目的、対象及び方法が科学的に合理的なものであるかどうか

2) 個人の人権が擁護されているかどうか

3) 個人またはその代諾者の理解を求め、同意を得るに際しての方法、同意文書及び説明文書の内容が

適切であるかどうか

4) その他、臨床研究の科学的合理性ならびに倫理的妥当性を妨げる事項はないかどうか

(申請手続)

第8条 本委員会の臨床研究審査を受ける場合には、申請者(研究代表者)は本規約に添付の申請書(様式3)及び以下の資料を理事長宛てに提出しなければならない。

1) 研究実施計画書等、研究計画に関わる書類一式(調査用紙、症例報告用紙、アンケート用紙等があれば、それを含む)

2) 同意文書及びその他の説明文書等の資料

3) 研究の実施主体となる研究組織に関する資料(研究代表者の氏名・所属及び職名・利益相反状態、研究分担者全員の氏名・所属及び職名・利益相反状態)(様式4及び様式5)

4) その他本委員会が必要と認める資料

(不服申立て)

第9条 申請者(研究代表者)は、理事長の判定に対して文書をもって不服申立てをすることができる。

2. 不服申し立ては判定結果を受けてから14日以内に行わなければならない。

3. 理事長は、提出された不服申立てについて、すみやかに本委員会に意見を求めなければならない。

(研究代表者の報告義務)

第10条 本委員会の承認を受けた臨床研究の研究代表者は、当該臨床研究の進捗状況や成果などについて、以下の報告を委員長に対して文書で行わなければならない。

1) 毎年年度末の進捗状況報告(毎年度終了後1か月以内に提出)(様式6)

2) 当該臨床研究の終了報告(終了後1か月以内に提出)(様式7)

3) 研究成果を学術誌に発表した報告(別刷を添付)(様式8)

(事務局)

第11条 本委員会事務局(以下「事務局」という)を本会事務局内に置き、委員長の指示により以下の業務を行う。

1) 申請された臨床研究の申請書及び資料について、不備の有無を確認する

2) 本委員会の判定結果とその理由を申請者に文書にて通知する

3) 当該臨床研究の審査に関する資料を保存する

4) その他、委員長の指示により本委員会に関する庶務を行う

2. 事務局職員は、審査等に係わる業務を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。事務局職を退いた後も同様とする。

(運営要綱)

第12条 本規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関して必要な事項は日本産科婦人科学会臨床研究審査委員会運営要綱(以下「運営要綱」という)に定めることができる。

2. 運営要綱の改正等については、理事会の議決を経て定める。

(施行期日)

第13条 本規約は、平成23年2月26日に理事会において決定し、同日から施行する。

(本規約の改正等)

第14条 本規約の改正等については、理事会の議決を経て定める。

平成23年2月26日 理事会決定

(10) 学術講演会における専攻医教育プログラム準備委員会

平成24年度より専門医認定申請に際しては、申請時点から過去5年の間に90単位分の日本産科婦人科学会認定の学会・研修会(学術講演会が30単位、その他の学会は10単位または5単位)に出席していることが必須となったことを受け、学術講演会における教育プログラムの方向性を検討することが学術委員会および教育委員会で提案され、平成22年度第3回理事会の議を経て、「学術講演会における専攻医教育プログラム準備委員会」が設置された。平成23年1月14日に第1回委員会を開催した。

(11) 妊娠と薬に関するガイドライン作成のための準備委員会

妊娠と薬に関しての新しいガイドラインの必要性について検討することが学術委員会で提案され、平成22年度第3回理事会の議を経て、「妊娠と薬に関するガイドライン作成のための準備委員会」が設置された。平成23年2月24日に第1回委員会を開催した。

XVII 東日本大震災に対する本会の対応 (～平成23年3月末まで)

1. 対策本部の設置

平成23年3月15日に、理事長、副理事長、幹事長など10名からなる東日本大震災対策本部を立ち上げ、さらに3月17日には日本産婦人科医会との合同対策本部を設置した。

2. 担当校方式による人的支援スキーム

被災地域の産科医療支援のため、全国の大学医学部・医科大学に依頼して、宮古地区、石巻地区、気仙沼地区（終了）に1週間単位で1チーム2名の産婦人科医師の派遣を行っている。（平成23年9月末までに32大学38チームに協力いただける予定である。）

3. 震災直後の物的支援

被災地域の医療拠点となっている東北大学に向けて、震災直後に不足していた医療支援物資を全国各大学のルートで集め、送付した（平成23年3月16日、17日、22日）。

4. 内閣、厚生労働省、東京都等への要望書提出

「被災地への医療器具、薬品、母子のケア用品供給の要望書」（平成23年3月16日 厚生労働省医政局経済課長あて）

「『ディナゲスト錠 1mg』の迅速審査の要望書」（平成23年3月18日 厚生労働省医薬食品局審査管理課長あて）

「今回の震災に遇われた褥婦の受入れについての要望書」（平成23年3月19日 内閣総理大臣、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、東京都知事あて）

「東北地方太平洋沖地震被災者妊婦健診公費負担制度の取扱いについての要望書」（平成23年4月1日 内閣総理大臣あて）

5. 変化する状況に対応して学術的な立場からの学会の考え方をホームページに掲載

「福島原子力発電所（福島原発）事故における放射線被曝時の妊娠婦人・授乳婦人へのヨウ化カリウム投与（甲状腺がん発症予防）について」（平成23年3月15日）

「福島原子力発電所（福島原発）事故のために被曝された、あるいはそのおそれがある妊娠中あるいは授乳中の女性のためのQ&A」（平成23年3月15日）

「福島原発事故による放射線被曝について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内（特に母乳とヨウ化カリウムについて）」（平成23年3月16日）

「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」（平成23年3月24日）

【ご参考】

「大気や飲食物の軽度放射性物質汚染について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内（続報）」「同続報に係るQ&A」（平成23年4月18日）

「放射性ヨウ素（I-131）が検出された母乳に関し、乳児への影響を心配しておられる授乳中女性へのご案内」（平成23年5月2日）

6. 患者受入れならびに医療従事者派遣に関するアンケートの発出

被災地で産婦人科診療を受けることができない妊婦さんや婦人科がん患者さんのため、全国大学病院の受け入れ可能人数等に関するアンケート調査を行い、受け入れ体制を整備した（平成23年3月18日～25日）、

7. ホームページからの情報発信

ホームページにて福島県下在住の妊婦受入れ協力依頼を行い（平成23年3月15日）、また「被災された方々のための情報箱」というコラムを通じた被災支援情報の交換・媒介の場を設定した（4月12日）。